

第5期 岩美町地域福祉計画

令和7～11年度



岩 美 町

令和7年3月

目次

第 1 章 計画策定にあたって

- | | | |
|--------------|---|-----|
| 1 計画策定の趣旨 | — | P.1 |
| 2 計画に係る法令の根拠 | — | P.2 |
| 3 他計画との関連 | — | P.2 |

第 2 章 岩美町の現状と第 4 期の取組状況

- | | | |
|---|---|------|
| 1 岩美町の現状 | — | P.6 |
| 2 第 4 期地域福祉計画（令和 2 年度～令和 6 年度）の
取組状況 | — | P.13 |
| 3 アンケート調査から見る町民の意識 | — | P.18 |

第 3 章 計画の考え方

- | | | |
|--------------------------|---|------|
| 1 計画の基本理念 | — | P.21 |
| 2 「再犯防止」の推進〈岩美町再犯防止推進計画〉 | — | P.22 |
| 3 計画の基本目標 | — | P.24 |
| 4 計画の体系 | — | P.25 |

第 4 章 具体的な取組

基本目標 1 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その 他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

- | | | |
|---|---|------|
| 1. 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目
的とした、福祉以外の様々な分野との連携に関する事項 | — | P.27 |
| 2. 高齢、障がい、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特
に重点的に取り組む分野に関する事項 | — | P.27 |
| 3. 制度の狭間の課題への対応の在り方 | — | P.28 |
| 4. 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応
できる体制 | — | P.29 |
| 5. 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開 | — | P.30 |
| 6. 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方 | — | P.30 |
| 7. 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方 | — | P.30 |
| 8. 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方 | — | P.30 |
| 9. 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安が
ある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点
も踏まえた権利擁護の在り方 | — | P.31 |
| 10. 高齢者、障がい者、児童に対する虐待への統一的な対
応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱え
ている課題にも着目した支援の在り方 | — | P.32 |

11. 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等 への社会復帰支援の在り方	—	P.32
12. 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用	—	P.32
13. 地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同 募金等の取組の推進	—	P.33
14. 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくた めの補助事業等を有効に活用した連携体制	—	P.33
15. 全庁的な体制整備	—	P.33

基本目標 2 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

1. 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体 制の整備	—	P.34
2. 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができ るための仕組みの確立	—	P.35
3. サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適 切なサービス選択の確保	—	P.35
4. 利用者の権利擁護	—	P.36
5. 避難行動要配慮者の把握及び日常的な見守り・支援の 推進方策	—	P.36

基本目標 3 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項

複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福 祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこ れらと公的サービスの連携による公私協働	—	P.38
--	---	------

基本目標 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

1. 地域住民、ボランティア団体、N P O等の社会福祉活動 への支援	—	P.39
2. 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の 向上、地域福祉推進への主体的参加の促進	—	P.40
3. 地域福祉を推進する人材の養成	—	P.40

基本目標 5 地域生活課題解決に資する包括的に提供さ れる体制の整備に関する事項

1. 町内において、地域住民等が主体的に地域生活課題を 把握し解決を試みることができる環境の整備	—	P.41
2. 町内において、地域生活課題に関する相談を包括的に 受け止める体制の整備	—	P.42
3. 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援	—	P.43

重点項目の設定

— P.45

第5章 計画の推進

1. 計画の推進と評価

— P.48

2. 計画の周知

— P.48

資料編 策定計画、アンケート調査、策定委員名簿等

— P.49



“地域福祉”ってなんだろう？

“地域福祉”とは、住み慣れた地域で、家族、近隣の人々、知人等との関係を保ち、自分の能力を生かしながら、自分らしく安心して暮らしていけるよう、地域住民や公民の福祉関係者が相互に協力して地域の生活課題・福祉課題の解決に取り組む考え方をいいます。

地域の中には、高齢者、障がい者、子育てや介護、病気等で悩みを抱えている人など様々な人が生活しており、それぞれの悩みや問題全てを本人や家族だけ、あるいは既存の公的サービスや民間のサービスだけで対応することは困難です。

生活を営む場所としてのこの地域が、住民にとって住みよい場所となるためには、公的な支援や福祉サービスといった「公助」だけでなく、家族を含めた自らの力で問題を解決する「自助」や隣近所や住民同士で助け合う「互助」、地域で組織的・制度的に支え合う「共助」のそれぞれの働きが機能し、バランス良く連携・協働する仕組みの構築が重要になります。

●「障がい」の表記について

岩美町では、障がいのある方の思いを大切にし、共生社会の実現を推進するという観点から、原則「障害」を「障がい」と表記することとしています。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、人口減少や少子高齢化、核家族化などの世帯構成の変化、地域のつながりの希薄化などにより、支援が必要な世帯や、様々な生活課題を抱える世帯、制度の狭間の問題や複合課題を抱える世帯が増えてきています。また、情報通信技術等の進歩等により生活環境は変化しており、価値観の多様化による世代間の意識の違いや、多発する自然災害などにより地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような社会状況の中、本町においても支援を必要とする高齢者の増加、ひきこもりなどによる社会からの孤立、虐待や暴力、ダブルケアや8050問題といった複雑化・複合化した課題を抱える世帯が顕在化するとともに、犯罪や非行により社会的に排除され孤立している人々や発達に支援を要する子どもの増加、災害時要配慮者支援の課題など、行政による分野ごとの支援体制だけでは解決が困難な地域生活の課題が生じています。

このような課題の解決に向けて、公的サービスでは支えきれない地域の課題について、地域の住民や関係機関などが『我が事』として関わり、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を進めることが求められています。

少子高齢化・人口減少の進展による医療や介護などの問題、子育てや介護をしている家庭の孤立、ひきこもりや虐待といった社会的な課題など、地域生活の課題が多様化・複雑化する中、その解決に向けては、地域で暮らす人々が主役となり、地域で活動する様々な団体・事業所や行政との協働のもと、地域づくりの取組を進めていくことが重要です。

また、犯罪や非行をした人が地域社会において孤立することなく、円滑な社会復帰を実現するための環境づくりが求められています。

最後に、人々が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、福祉、医療、保健等の専門分野が連携して複合的な支援を実施するとともに、地域住民が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けて、第5期地域福祉計画（以下「本計画」）を策定するものです。

2. 計画に係る法令の根拠

市町村地域福祉計画の策定は、社会福祉法（以下「法」）第107条の規定により、同条に定められた事項を一体的に定めるよう努めることとされています。

本計画は、法第107条に定められた事項について、国のガイドラインを参考にしながら策定するものとします。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

（1）地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

（2）地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

（3）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

（4）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（5）地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

3. 他計画との関連

（1）総合計画及び福祉関係の個別計画との関係

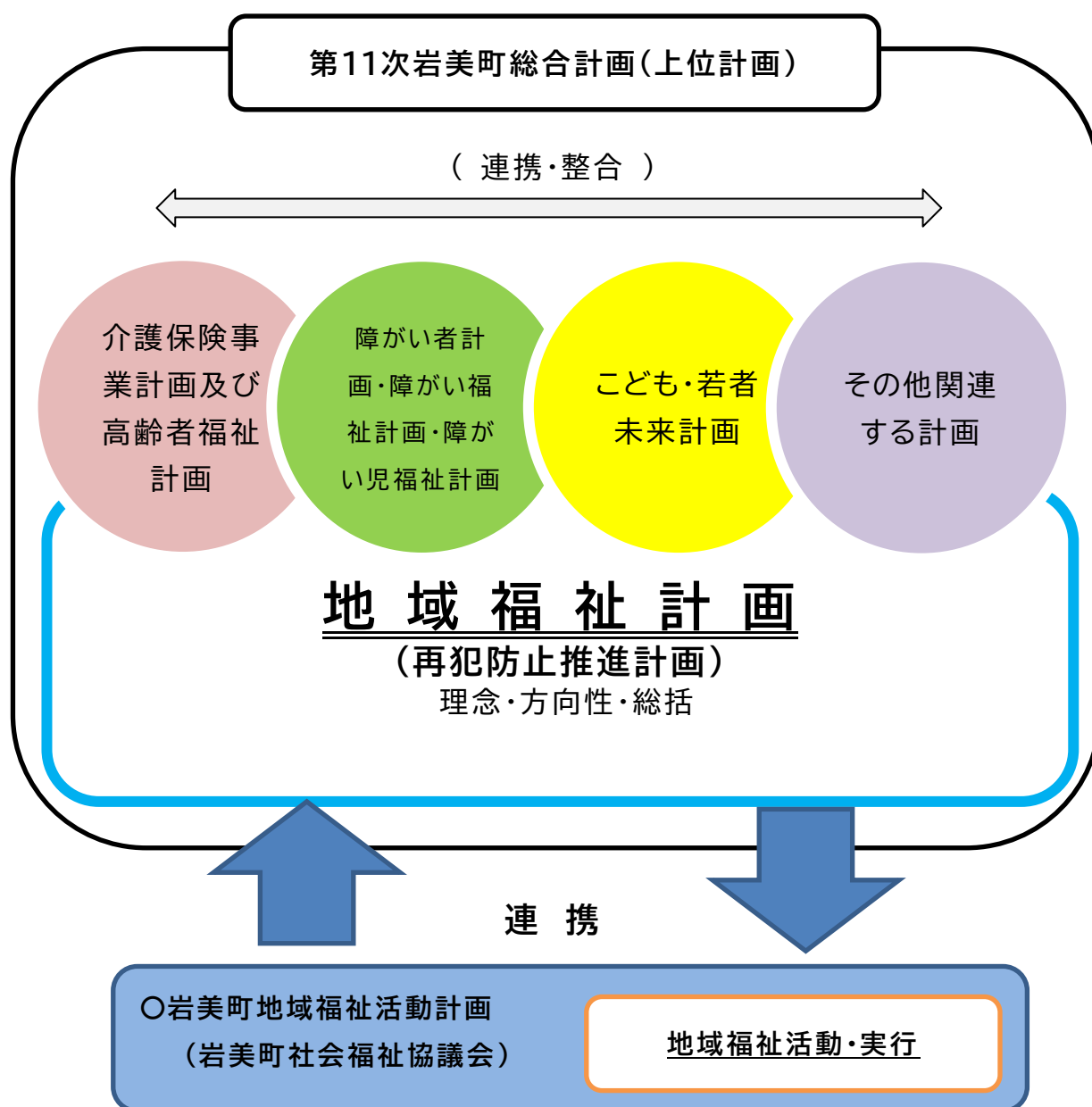
本計画は、第11次岩美町総合計画における「みんなが安心して健やかに暮らせるまち」の実現に向け、個別計画として策定されている「岩美町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」、「岩美町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「岩美町こども・若者未来計画」、「福祉のまちづくり計画」の上位計画として位置付け、これら福祉関係の個別計画に基づく施策を横断的に繋ぐとともに当該施策を展開するための地域の基盤づくりを目指します。

なお、本計画に盛り込むべき事項が各個別計画に記載されている場合には、その全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなし、既存計画を優先することとします。

(2) 地域福祉活動計画との関係

地域福祉活動計画は、地域福祉の推進役である社会福祉協議会が策定するもので、地域住民や地域福祉団体等が実践する地域福祉活動のあり方を定める計画です。地域福祉推進のための基盤や体制をつくる地域福祉計画とは理念や考え方などが重なり、相互に連携する必要があります。

◆福祉計画と関連計画の関係◆



(3) 計画の期間

本計画は、令和7～11年度までの5年間を計画期間とし、3年目(令和9年度)に点検を行います。また、他計画との調整等が必要であれば、計画を見直します。

	R6	R7	R8	R9	R10
第5期地域福祉計画 (再犯防止推進計画)	→	→	→	3年目 ※見直し	→ ~R11
介護保険事業計画 及び高齢者福祉計画	→	→	→	→	→ ~R11
障がい者計画・ (上段)	→	→	→	→	→ ~R14
障がい福祉計画・障 がい児福祉計画 (下段)	→	→	→	→	→ ~R11
福祉のまちづくり 計画	H12~	→	→	→	→ 期間なし
こども・若者未来 計画 (R6年度までは子ども・ 子育て支援事業計画)	→	→	5年計画	→	→ ~R11
地域福祉活動計画 (岩美町 社会福祉協議会)	H29~	→	→	→	→ ~R11

※障がい者計画(9年間の計画で、3年ごとに見直し)、障がい福祉計画・障がい児福祉計画(3年)

(4) S D G s（持続可能な開発目標）の実現に向けて

持続可能な開発目標（S D G s : Sustainable Development Goals）とは、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030※アジェンダ」に掲げられる、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。地球上の誰一人も取り残されないことを原則として、その目標は17のゴール・169のターゲットから構成されています。

※アジェンダ・・・計画



S D G s は、発展途上国も先進国自身も、すべての加盟国が取り組むべき目標であり、日本も、国や地方、官や民を問わず多くの機関・団体や企業が目標達成に向けて積極的に取り組んでいます。岩美町地域福祉計画もまた、地域福祉という側面からS D G s の実現に貢献するものですが、17のゴールの中で特に地域福祉計画との関係が強いものは、【1. 貧困をなくそう】、【3. すべての人に健康と福祉を】、【4. 質の高い教育をみんなに】、【5. ジェンダー平等を実現しよう】、【10. 人や国の不平等をなくそう】、【11. 住み続けられるまちづくりを】、【17. パートナリーシップで目標を達成しよう】の7つです。

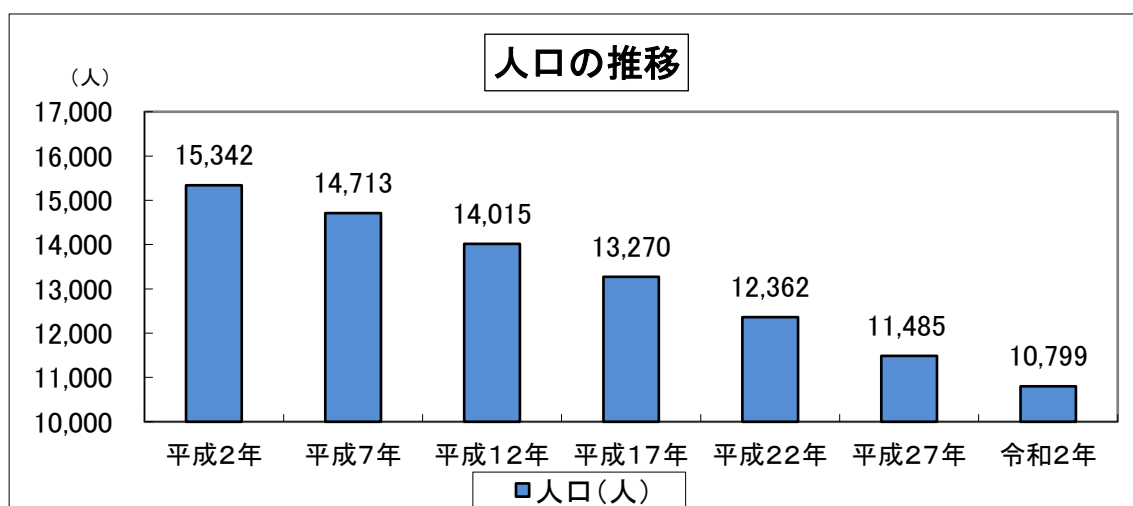
第2章 岩美町の現状と第4期の取組状況

1 岩美町の現状

(1) 人口の推移

本町の人口は減少が続いており、平成2年の15,342人に対して、令和2年は10,799人となっており、30年間で4,543人の減少となっています。今後も人口減少が続くと推測されます。

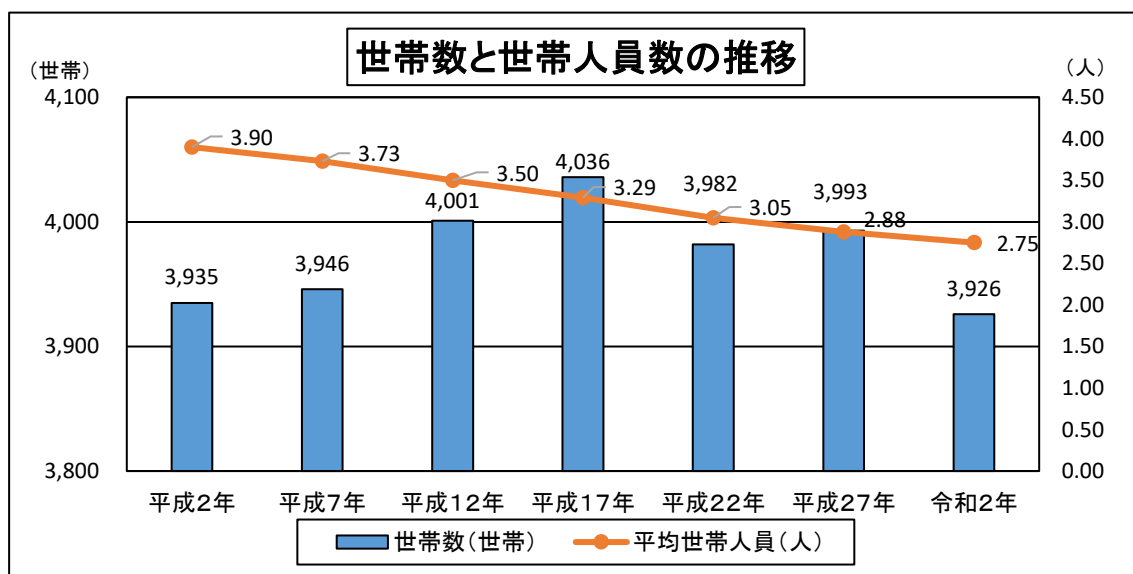
※令和6年12月1日現在の人口は、10,772人でした。



(資料：国勢調査)

(2) 世帯数と世帯人員数の推移

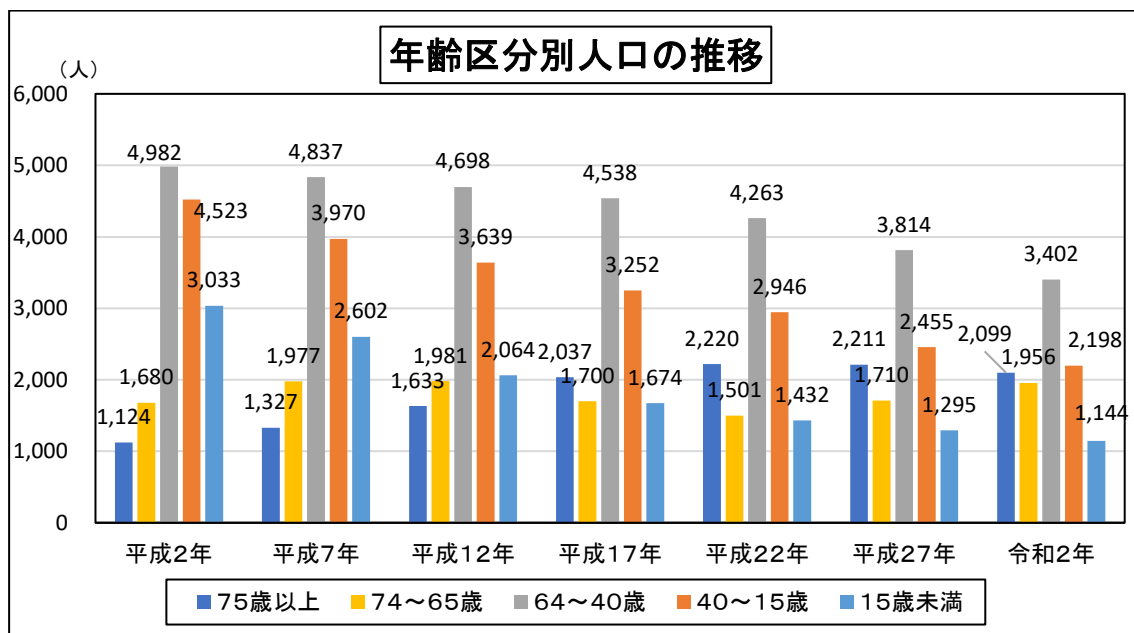
人口減少に対して、世帯数は大幅には減少せず4,000世帯前後で推移しており、核家族化の進展により平均世帯人員数が減少して、令和2年は2.75人となっています。



(資料：国勢調査)

(3) 年齢区分別人口の推移

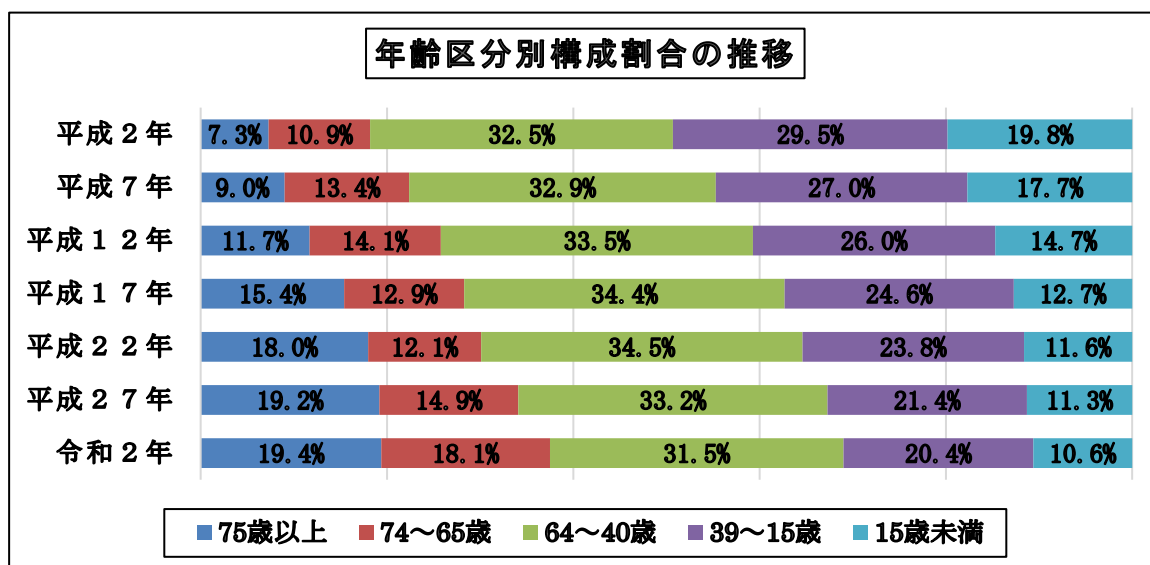
少子高齢化が進行しており、平成2年から令和2年の年齢区分別人口の増減は、総人口4,543人の減少に対して、65歳以上の人口は1,251人増加しており、64歳までの人口は5,794人減少しています。



(資料：国勢調査)

(4) 年齢区分別構成割合の推移

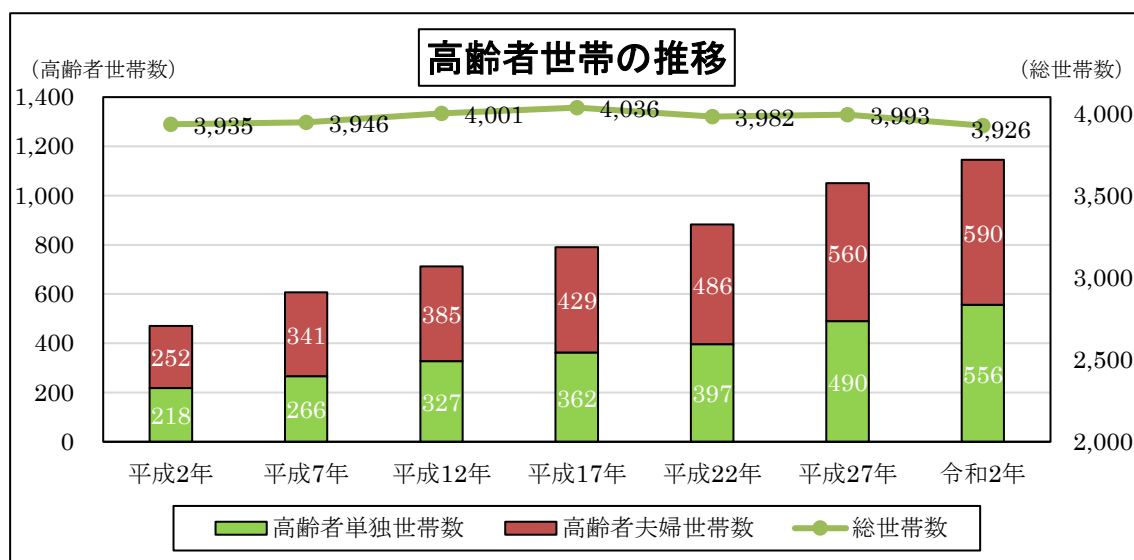
総人口に占める65歳以上人口の割合は、平成2年の18.2%から、令和2年には37.5%に増加しており、15歳未満の年少人口の割合は19.8%から10.6%に減少となり、少子高齢化が急速に進んでいます。



(資料：国勢調査)

(5) 高齢者世帯数の推移

高齢者単独世帯数・高齢者夫婦世帯数（※）は、平成2年は470世帯で総世帯の11.9%でしたが、令和2年には世帯数は減少する中、1146世帯で29.2%となり、4世帯に1世帯以上が高齢者のみの世帯となっています。今後もこの増加傾向が続くことが見込まれます。

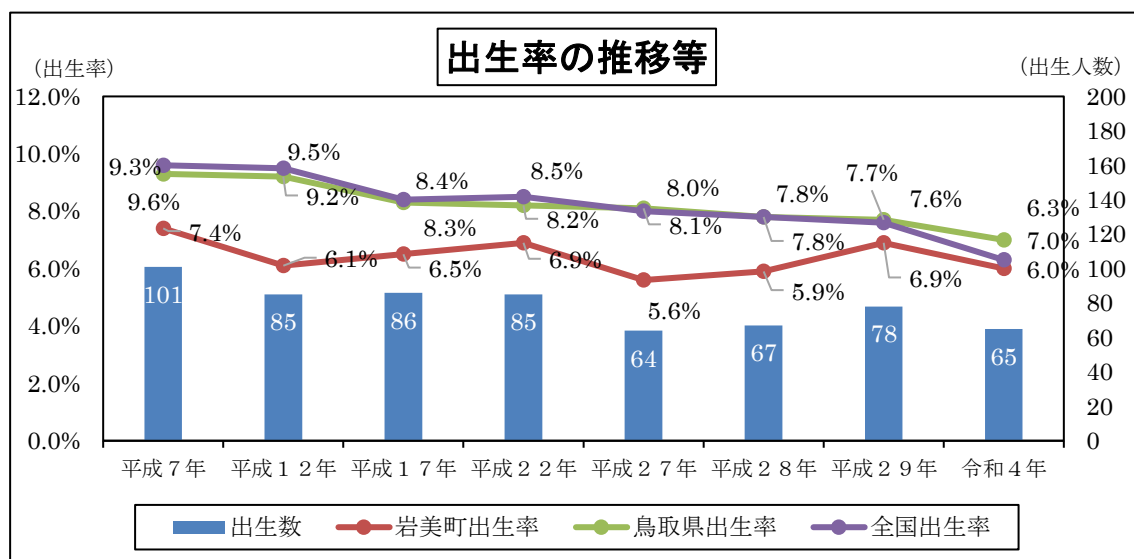


（資料：国勢調査）

（※）高齢者夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組の世帯

(6) 出生率等の推移

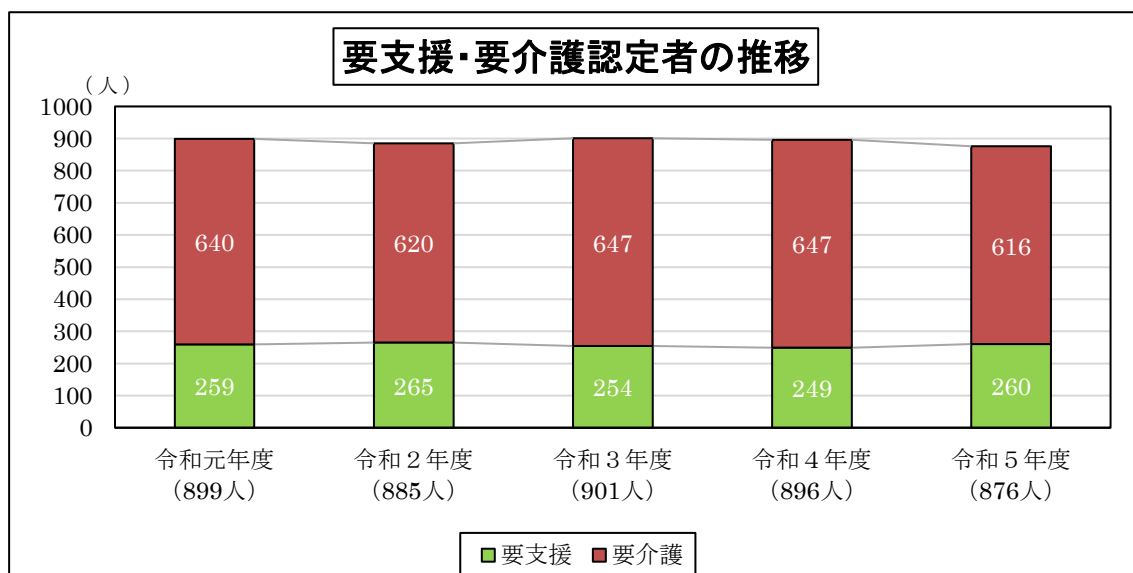
本町の出生率は、平成7年に7.4%となった以降は全国・県の数値を下回って推移しています。平成27年以降は、子育て世帯の転入が多かったため、増加傾向にありましたが、令和4年は減少しています。



（資料：人口動態調査）

(7) 要支援・要介護認定者数の推移

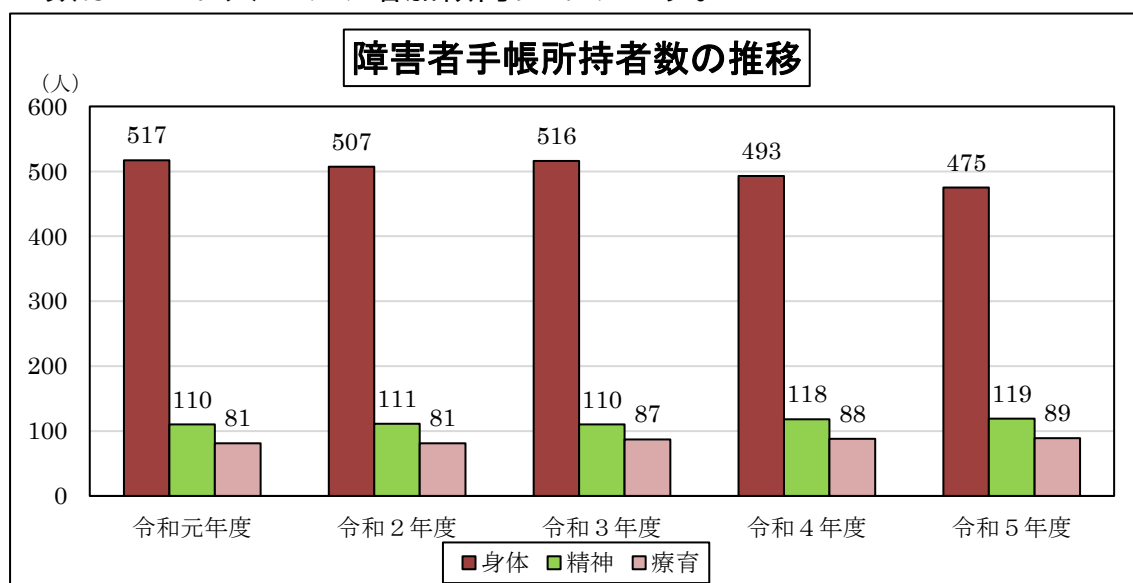
要支援・要介護認定者の全体数は令和3年度には901人と増加しましたが、令和4年度が896人、令和5年度が876人と減少傾向にあります。要介護認定者数は減少し、要支援認定者数は増加の傾向にあります。



(資料：庁内資料)

(8) 障害者手帳所持者数の推移

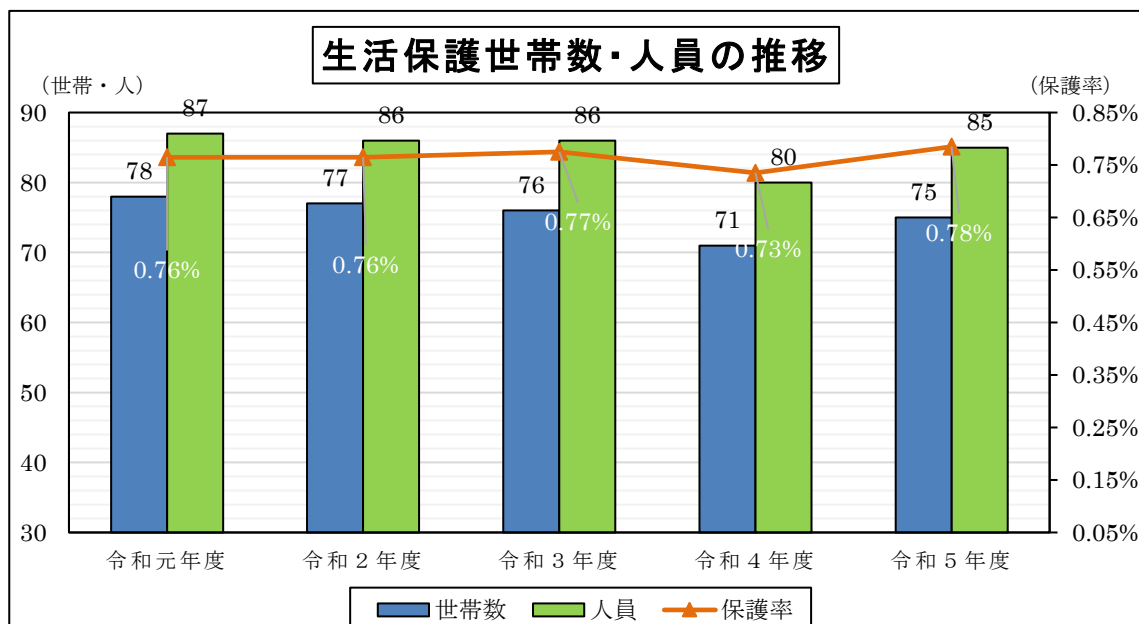
令和5年度の身体障害者手帳所持者数は475人でやや減少傾向にあります。療育手帳所持者数は89人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は119人でやや増加傾向にあります。



(資料：庁内資料)

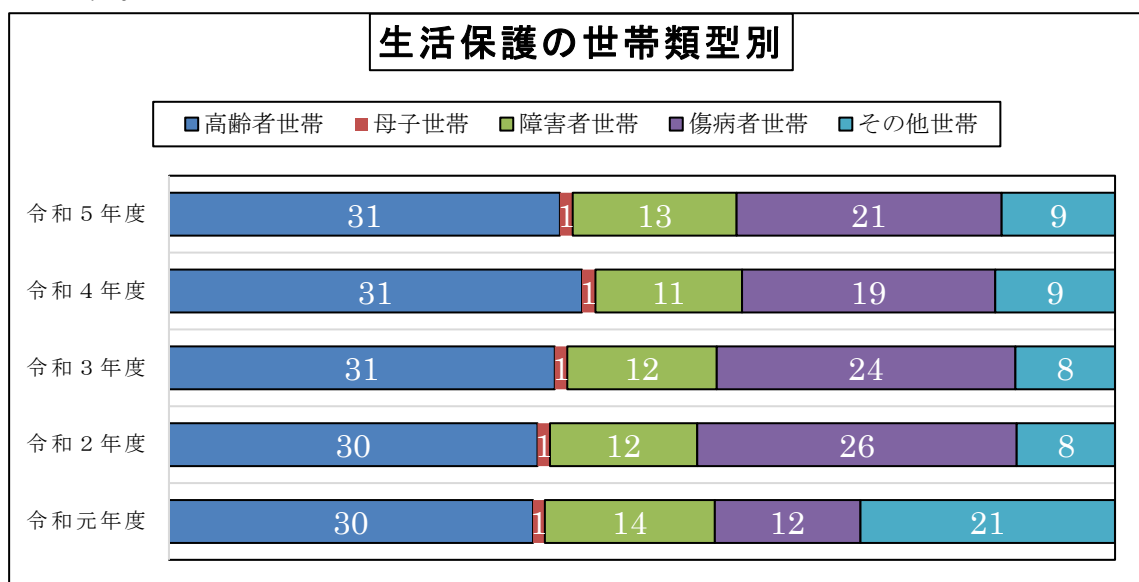
(9) 生活保護世帯・人員の推移

令和5年度の生活保護世帯数は75世帯85人で、保護率は0.78%となっています。景気回復の兆しはあるものの低迷は続き、令和元年度以降の生活保護世帯数・人員は横ばいの状況です。



(資料：庁内資料)

生活保護世帯を世帯類型別に見ると、傷病世帯が令和2年度から増加し、その他世帯(※)が減少しています。母子世帯は1世帯となっています。

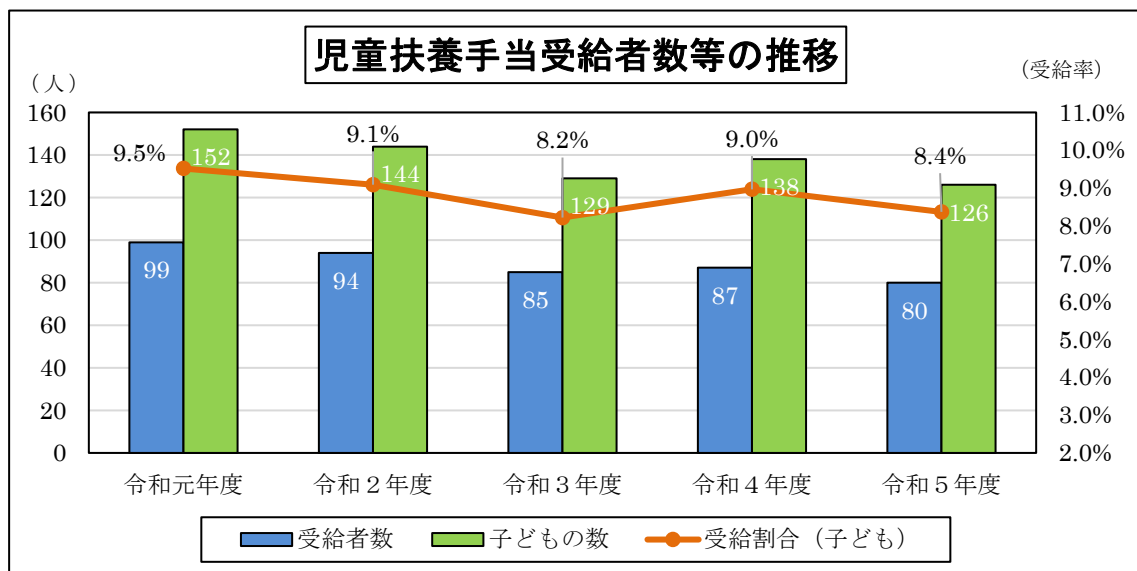


(資料：庁内資料)

(※) その他世帯とは、高齢者世帯、母子世帯、障がい者世帯、傷病世帯のいずれにも該当しない世帯

(10) 児童扶養手当受給者数等の推移

児童扶養手当受給者（養育者）数は、約90人で大きな変動はありません。児童扶養手当の対象となる子どもの割合は、18歳以下の子どもの総数の約9%前後となっています。

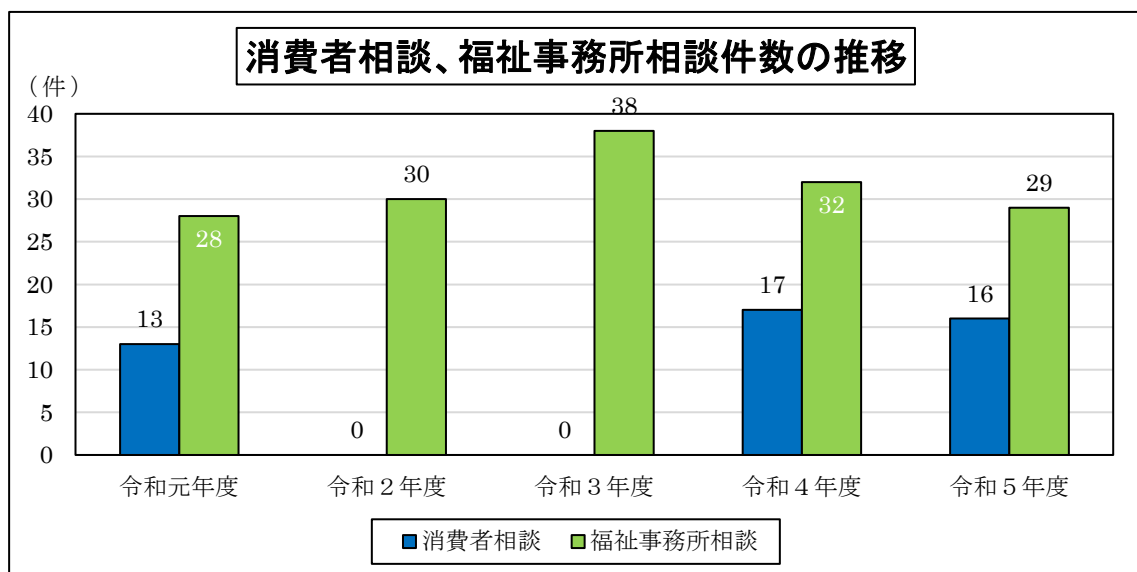


(資料：庁内資料)

(11) 消費者相談、福祉事務所相談件数の推移

消費者相談は、令和2年度と令和3年度は0件でしたが、1年間あたり15件前後で大きな変動はありません。

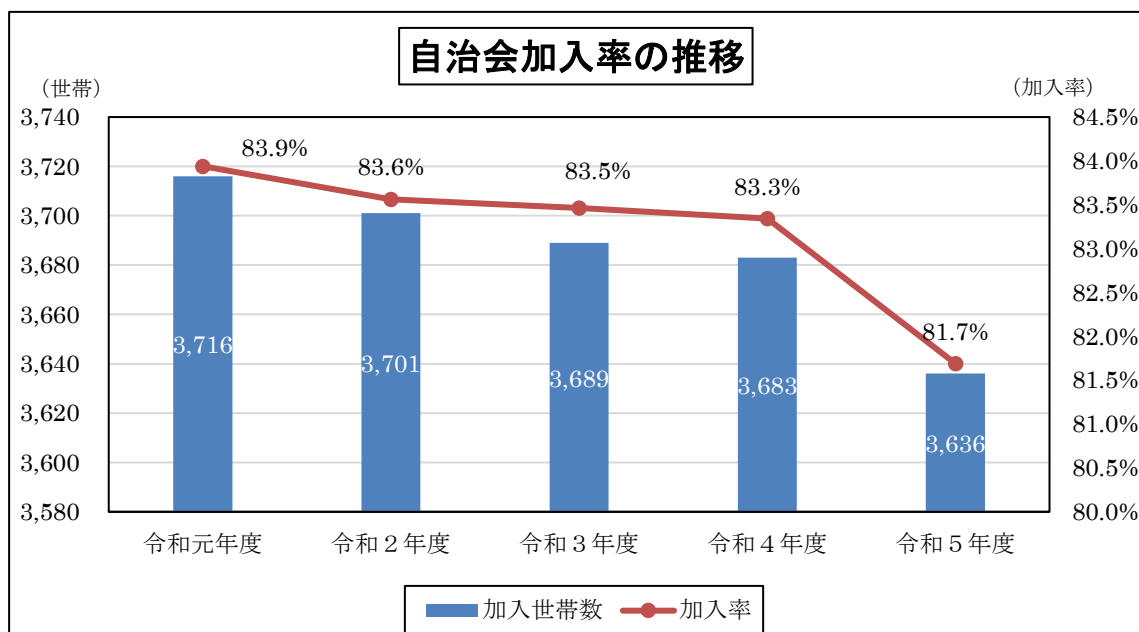
福祉事務所相談件数は令和3年度が38件、令和4年度が32件と増加したが、令和5年度は生活保護等の相談は29件と減少しています。



(資料：庁内資料)

(12) 自治会加入率の推移

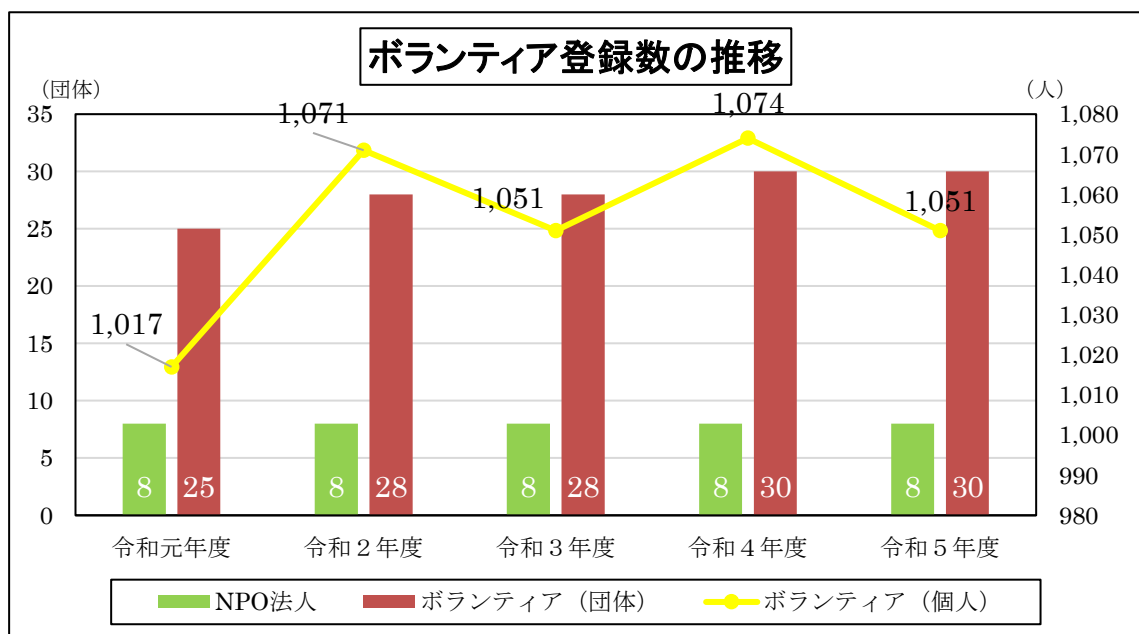
令和5年度の自治会への加入世帯数は3,636世帯で、加入率は81.7%です。集合住宅の増加やライフスタイルの変化等により、加入世帯数、加入率ともに減少傾向にあります。



(資料：庁内資料)

(13) ボランティア登録数の推移

ボランティア登録数は、令和5年度はNPO法人8団体、ボランティア団体30団体、ボランティア個人1,051人となっています。NPO法人、ボランティア団体については大きな変動はありませんが、令和2年度からボランティア個人の登録数は増加しています。



(資料：庁内資料、岩美町社会福祉協議会資料)

2 第4期地域福祉計画（令和2年度～令和6年度）の取組状況

第4期地域福祉計画（以下「第4期計画」）における重点項目の取組状況

○地域における福祉サービスの適切な利用の促進

取組の方向と主な目標		実施状況等	新規 継続
社会福祉協議会と民生児童委員の役割の周知（重点）			
社会福祉協議会	●社会福祉協議会の理解を促進するための広報活動（認知度50%以上） ●総合相談・生活支援体制の構築 ●日常生活自立支援事業の促進 ●生活困窮者自立相談支援事業の実施	●社会福祉協議会だよりの発行にかかる補助金の交付 ●生活支援体制整備事業の実施 ●日常生活自立支援事業の実施 ●生活困窮者自立相談支援事業の実施	継続
民生児童委員	●民生児童委員制度の理解を促進するための広報活動（認知度50%以上） ●民生児童委員協議会の活動支援	●広報紙等による民生児童委員制度の周知 ●民生児童委員協議会の事務局を健康福祉課に設置 ●民生児童委員協議会活動費補助金の交付	継続
避難行動要配慮者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策（重点）			
要配慮者台帳の把握方法	●要援護（配慮）者台帳の整備と更新 ●要配慮者情報の共有化	●本人からの届け出に基づき、町と自治会等が協力して「要配慮者台帳」を整備し、随時必要に応じて更新している。 ●本人の同意に基づき、自治会、自主防災組織、民生児童委員、警察、消防、地元の消防団等に	継続

	●支え愛マップの整備	「要配慮者台帳」を提供し、迅速な支援に繋がった。 社会福祉協議会や見守りボランティアである愛の輪推進員等とも情報の共有化を図り、日常的な見守りに活用した。 ●避難誘導体制が構築された地域や安否確認を実施している地域と連携して、要配慮者台帳や個別支援計画を補完する「支え愛マップ」の作成の推進及び更新の呼びかけに努め、地域における自主的な防災活動や日常的な見守りを実施する体制整備を支援した。	継続
多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築（重点）			
多機関の協働による包括的な支援体制	(1) 支援関係機関によるチーム支援及び支援に関する協議及び検討の場	●子育て支援ネットワーク地域協議会にて、児童虐待に対する共通理解と防止のための広報・啓発活動を推進した。また関係機関と連携・協力して、児童虐待や要保護児童の早期発見や対応・援助方針について協議を行った。 ●認知症サポート医や保健師等の専門職で構成される「認知症初期集	新規 R 2

多機関の協働による包括的な支援体制		中支援チーム」を設置し、本人やその家族の地域での生活の支援を行った。 ●町の各担当課が連携する「生活困窮者自立支援連絡会」を設置し、支援が必要な方に対して、関係部署から自立支援制度の啓発と利用勧奨を行うとともに、健康福祉課への相談に繋げた。 ●包括支援センターを中心に医療や介護従事者が参加する地域ケア会議や障がい者相談支援事業所等との連絡会を開催し、医療、介護（予防）、障がい等の世帯が抱える個別課題の解決を図った。	新規 R 2
	(2) 協働の中核を担う機能	●生活支援コーディネーターと協議体を設置し、社会福祉協議会、民間企業、シルバー人材センター等の多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者等を地域で支え合う体制づくりを推進した。	新規 R 2
	(3) 支援を必要とする者の早期把握	●「認知症地域支援推進員」の配置及び庁内連絡会を設置し、認知症	新規 R 2

多機関の協働による包括的な支援体制		を早期に発見し、適切なサービスにつないだ。	
	(4) 地域住民等との連携	● 民生児童委員や自治会、見守りボランティア等の地域の支援者と連携して、潜在的な要配慮者の把握に努めた。 ● 福祉関係者連絡会（民生児童委員、社会福祉協議会および町により構成）を開催し、地域における課題の情報交換や支援のあり方について検討した。 ● 毎月各地区で開催される民生児童委員定例会に包括支援センター及び福祉事務所の職員が年2回程度出席するとともに、会の議事録を健康福祉課内で共有することで、地域課題等の把握や民生児童委員との連携に努めた。	新規 R2

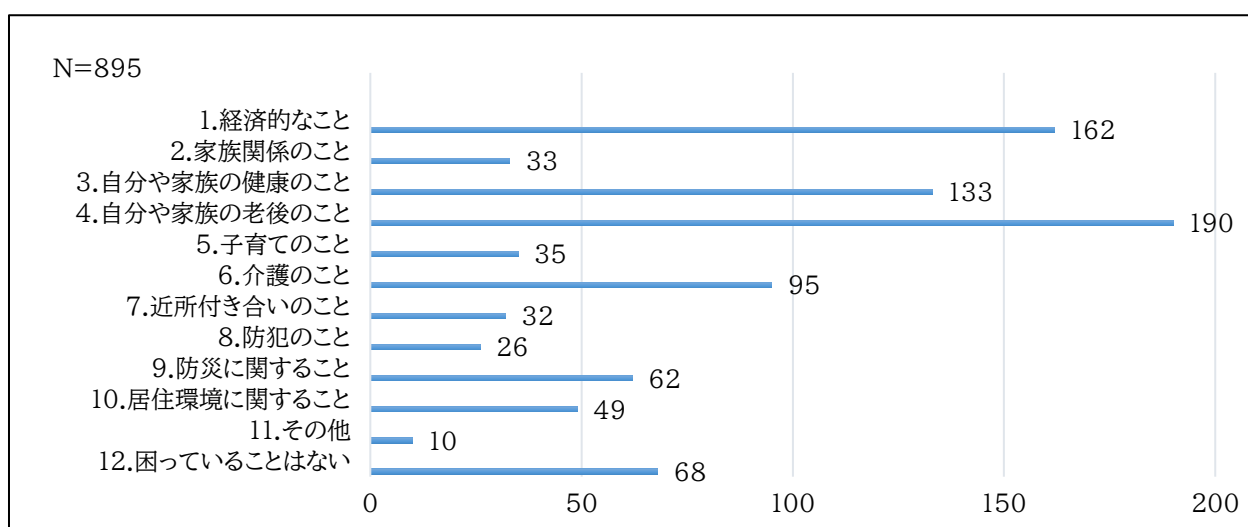
岩美町自主防災組織の活動状況について					
					R6. 11月現在
地区自治会名	自治会(集落)	結成年月	活動内容	要配慮者 個別避難計画	支え愛マップ
東 地区自治会	陸上	H26. 1	○H25に陸上地区防災会設立作業部会を設置し、自主防災組織の立ち上げについて検討 ○H26.1 総会で陸上地区防災会の規約を承認 ○年2回防災訓練実施(避難誘導、初期消火訓練など) ○防災機関紙を年2回発行 ○防災機材の整備を実施(町補助金活用)	○ (地区独自の名簿作成済み(H30))	○
	田河内			○	
	小羽尾	H26. 4	○平成21年頃から区長が中心となって、要援護者の把握、住民の避難方法等の検討を行っている。 ○年1回防災訓練実施(津波からの避難、初期消火訓練など)	○ (地区独自の名簿作成済み)	
	大羽尾			○ (地区独自の名簿作成済み)	
浦富地区自治会連合会	相谷			-	
○H21.9 浦富地区安全・安心なまちづくり協議会の設立	牧谷	H26. 2	○H26.2の自治会総会で規約を承認 ○年1回防災訓練実施(避難誘導、初期消火訓練など) ○避難経路及び防災機材の整備を実施(町補助金活用)	○	
	町浦富	R5. 1	○R5.1町浦富防災会を結成	作成中 (東境町、西境町、京橋町、立町、下町、上町集落作成済み)	
	浜浦富	H28. 10	○H28.10自治会役員会で規約を承認 ○防災機材の整備を実施(町補助金活用)	○	
	駅前		○各町内会に防災委員を設置し、また、年に1回は住民避難訓練を自主的に行っている。	○	○
田後地区自治会	1区～10区	H27. 9	○H24.9田後地区防災マニュアル策定協議会を設置 ○地区防災マニュアルを策定(H27完成) ○年2回防災訓練実施(避難誘導、初期消火訓練など) ○避難経路の整備を実施(町補助金活用)	○ (地区独自の名簿作成済み)	○
網代地区自治会	1区～16区	R6. 7	○年1回防災訓練実施(避難誘導、初期消火訓練など) ○自主防災組織設立に向け準備中(H31.4月予定) ○R6.7網代地区自治会自主防災部を結成	○ (地区独自の名簿作成済み)	○
大岩地区自治会連合会	岩本自治会	H29. 1	○H29.1.29岩本自治会総会で自主防災組織の規約を議決 ○要配慮者個別避難計画の作成に着手(H30～)	○	岩本2区 ○
	大谷自治会	H28. 1	○H28自治会総会で自主防災組織の規約を議決 ○年1回防災訓練実施(H30～ 避難誘導、初期消火訓練など) ○防災機材の整備を実施(町補助金活用)	○	○
	リバーサイド大谷自治会		○自治会内部の5つの班に、それぞれ防災担当の役員を配置。	-	
本庄地区自治会	10集落	H31. 3	○H20に自治会内の緊急時連絡表を作成 ○本庄集落については自主防災体制が整備されている。 ○H29に地区内の各集落から防災委員を1名選出し、自治会全体で地区の防災体制を検討。 ○本庄：年1回防災訓練実施(避難誘導、初期消火訓練など)	作成中 (坂上、恩志、新井、河崎、広岡、太田、本庄集落作成済み)	太田○
小田地区自治会	12集落	H26. 1	○H25.8に小田地区自主防災組織検討委員会を設置 H25.8～12 委員会で自主防災組織の設立について検討 ○H26.1 小田地区自治会総会で防災部会規約承認 ○年1回防災訓練実施(集落センターで初期消火訓練など) ○月1回防災部会を定期的に開催 ○県による裏山診断を実施(H26：延興寺、H27：院内、H28：長郷、H29：小田・岩常、H30：池谷・荒金)	作成中 (小田、延興寺、池谷、黒谷、荒金、院内、岩常、長郷、高住集落作成済み)	
岩井地区自治会	岩井温泉区	R5. 10	○年1回防災訓練実施(H30～ 避難誘導、初期消火訓練など) ○県による裏山診断を実施(H27) ○R5.10岩井温泉区防災会を結成	○	
	宇治	R3. 1	○R3.1宇治集落自主防災会結成	○	
	長谷	H31. 3	○年1回防災訓練実施(避難誘導、初期消火訓練など) ○県による裏山診断を実施(H26)	○	○
	白地			○	
	真名	R4. 9	○R4.9自主防災組織を設立	-	
蒲生地区自治会	12集落	H18. 4	○H18に蒲生地区自主防災会を設立 ○防災研修会、防災訓練の実施・要援護者名簿の作成・各集落緊急連絡表作成 ○年1回防災訓練実施(避難誘導、情報伝達訓練など)	○ (地区独自の名簿作成済み)	○

3 アンケート調査から見る町民の意識

「岩美町地域福祉計画策定のためのアンケート調査」の結果を整理しました。（※別冊「第5期岩美町地域福祉計画策定のためのアンケート調査結果報告書」より一部抜粋）

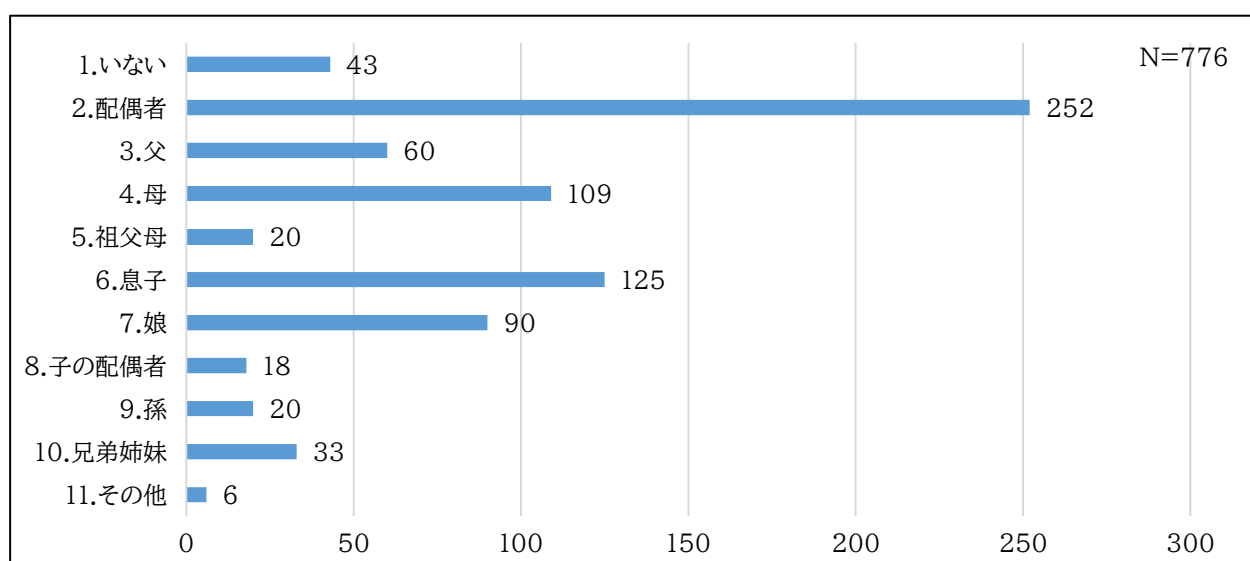
【あなたが困っていることや不安なことは何ですか】（複数回答）

「自分や家族の老後のこと」が190件と最も多く、次いで、「経済的なこと」が162件でした。



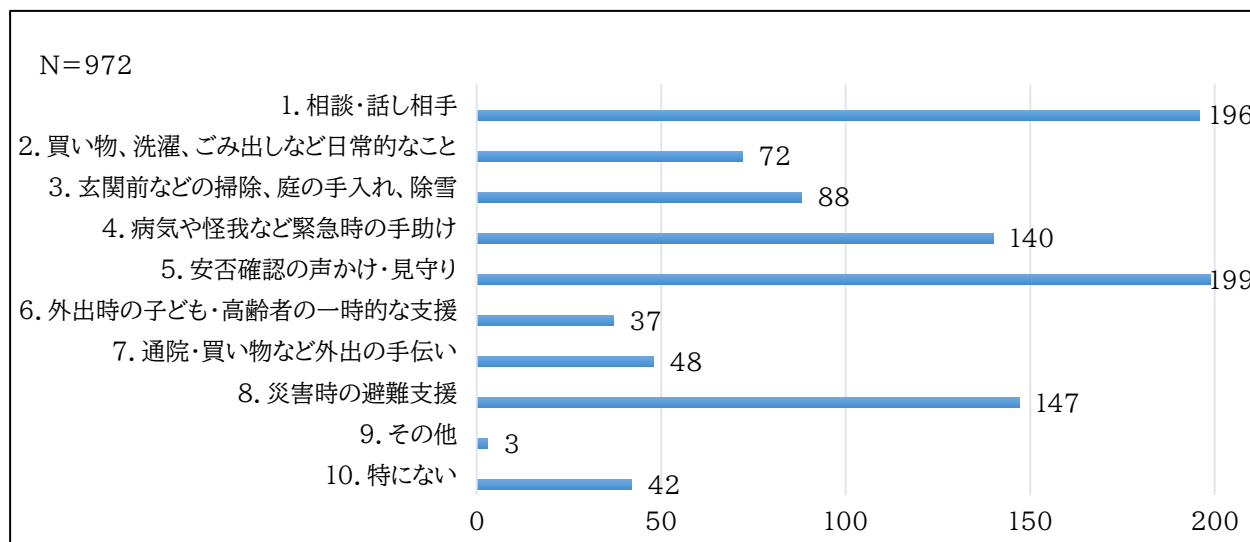
【あなたが一緒に暮らしている人はどなたですか】（複数回答）

「いない（ひとり暮らし）」が43件で令和元年度調査時（31件）と比較すると12件増加し、また「子の配偶者」が18件で令和元年度調査時（42件）と比較すると24件減少しています。このことから単身世帯および核家族が増加傾向にあります。



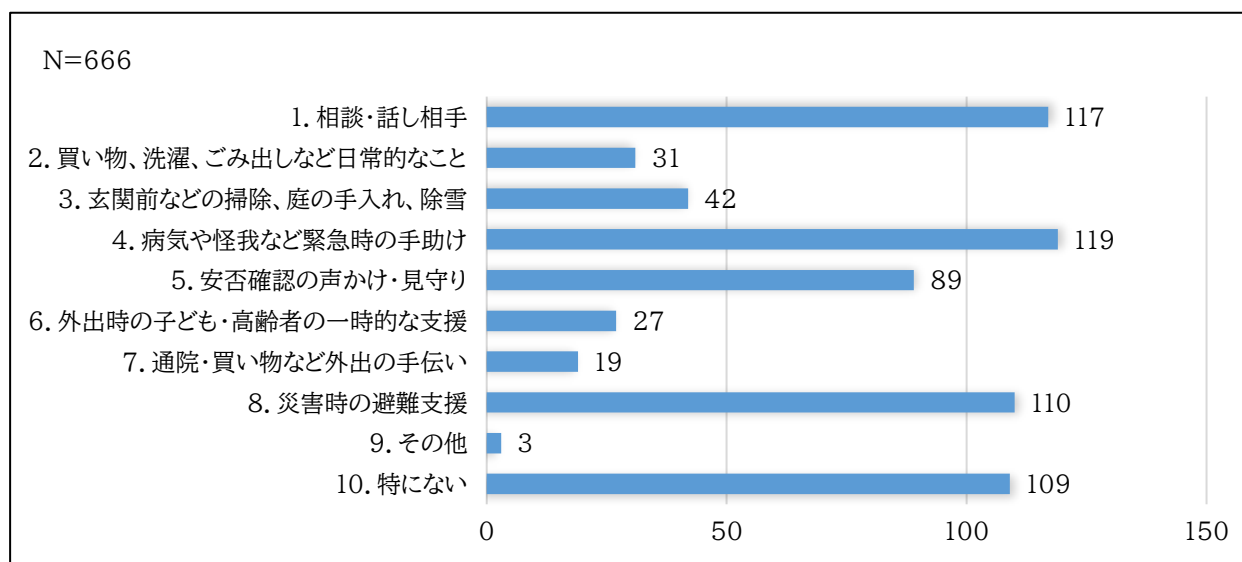
【隣近所で困っている世帯があった場合、あなたができることは何だと思われますか】（複数回答）

「安否確認の声かけ・見守り」が１９９件と最も多く、次いで「相談・話し相手」が１９６件でした。



【あなたが困ったとき、隣近所の人に手助けしてもらおうとしたら、どんなことをしてほしいですか】（複数回答）

「病気や怪我など緊急時の手助け」の件数が１１９件と最も多く、次いで「相談・話し相手」が１１７件、「災害時の避難支援」が１１０件となっています。

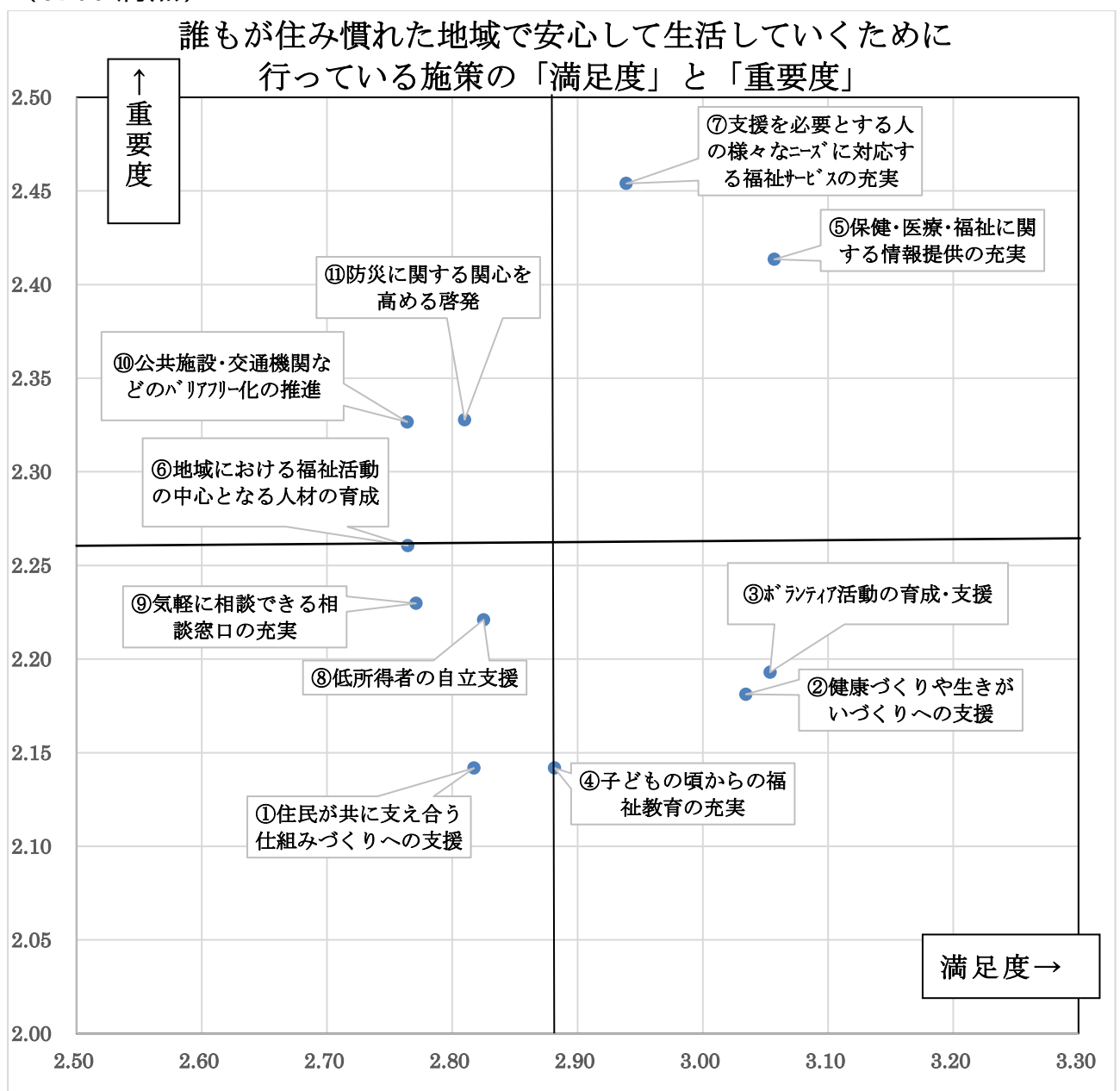


【誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくために行っている施策の「満足度」と「重要度」についてお答えください】

満足度と重要度が共に高い「保健・医療・福祉に関する情報提供の充実」と「支援を必要とする人の様々なニーズに対応する福祉サービスの充実」は、さらに発展させていく必要があります。

また、「防災に関する関心を高める啓発」と「地域における福祉活動の中心となる人材の育成」は、重要度が高いにも関わらず満足度は低く優先的に取り組んでいく必要があります。

(3.00 満点)



(5.00 満点)

第3章 計画の考え方

1 計画の基本理念

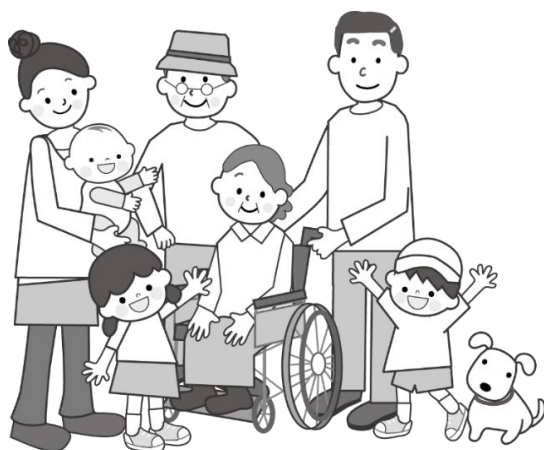
前期の第4期計画では、上位計画である第10次岩美町総合計画の5つの基本目標のうち「みんなで支え合い 健康で安心して暮らせるまち」を基本理念に掲げ、地域住民等との協働による地域福祉の推進に努めてまいりました。

国においては、令和3年4月に社会福祉法の一部を改正し、包括的な支援体制の整備については努力義務のままで、地域の実情に応じた施策の積極的な実施が求められ、包括的な支援体制整備を中長期的に進める観点から、第107条第1項第5号「包括的な支援体制の整備に関する事項」を「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」に改正し、市町村地域福祉計画を策定するすべての市町村は当該事項を計画の中に盛り込むこととしました。

また、平成28年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）」では、市町村は再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされ、本計画は「岩美町再犯防止推進計画」を包含して策定します。

これらを踏まえ、本計画において、第4期計画を継承し更に発展するため、第11次岩美町総合計画の5つの基本目標の1つである「みんなが安心して健やかに暮らせるまち」を基本理念に掲げ、地域共生社会の実現を目指します。

みんなが安心して 健やかに暮らせるまち



2 「再犯防止」の推進〈岩美町再犯防止推進計画〉

市町村再犯防止推進計画の策定は、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という）第8条第1項の規定において市町村における再犯の防止等に関する計画の作成に努めることとされています。

本計画を、再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として位置づけ、だれもが安心して暮らせる社会を実現するため、再犯防止施策の推進に努めます。

（再犯防止推進計画）

第7条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
- 二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
- 三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
- 四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
- 五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

…以下省略…

（地方再犯防止推進計画）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県及び市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更しようとするときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

【現状と課題】

全国の刑法犯による検挙者数は減少傾向にある中で、検挙者数における再犯者の割合は上昇傾向となっています。

再犯の要因としては、住居や就労先を確保できないまま矯正施設を出所するケースや貧困、孤独、疾病など社会生活を営む上で様々な問題を抱え、社会復帰できないことがあげられます。

このような状況において、犯罪や非行をした者が地域社会において孤立することなく、円滑な社会復帰を実現するため、国が重点課題に掲げる①就労・住居の確保、②保健医療・福祉サービス等の利用促進、③学校等と連携した就学支援、④犯罪や非行をした者の特性に応じた効果的な指導の実施、⑤国・民間団体等との連携強化を進めるなど地域の一員として社会復帰しやすい環境づくりが求められています。

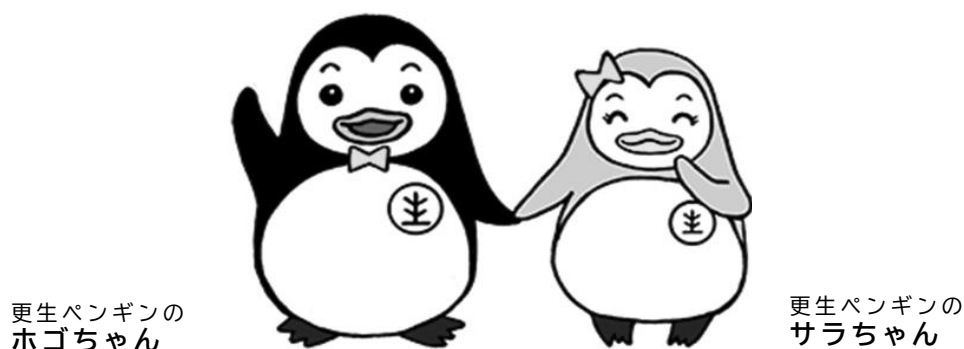
本町では、犯罪や非行の防止と立ち直りを支える「社会を明るくする運動」の周知、啓発の推進をはじめ、犯罪や非行をした者等の指導・支援にあたり、立ち直りを地域で支える保護司会、更生保護女性会及び^{*}BBS会の活動を周知・支援し、これらの更生保護団体との連携による取り組みをさらに推進することにより、犯罪や非行のない地域を目指すとともに、円滑な社会復帰と再犯防止に向け、福祉、医療、保健等の関係機関が連携し、切れ目のない支援に努めます。

※BBS会とはBig Brothers and Sisters Movementの略。様々な問題を抱える少年と兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年の健全な育成を支援する青年ボランティア団体。

【岩美町における再犯防止の取組】

- ①広報・啓発活動の推進
- ②保護司会・更生保護女性会及びBBS会の活動支援
- ③保健・医療・福祉サービスの利用促進
- ④就学や就労に向けた相談・支援
- ⑤居住等の確保支援

更生保護マスコットキャラクター



= 立ち直ろうとしている人をいつも見守り犯罪や非行のない明るい社会を願う心優しいペンギンです =

3 計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、地域福祉に関する本町の現状と課題や国の指針等を踏まえ、次のとおり基本目標を定めます。

基本目標 1	地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
---------------	---

地域の課題や資源の状況等に応じて、各福祉分野が連携して事業を行うことにより、それぞれの事業の効果、効率性や対象者の生活の質を一層高めることを目指します。

基本目標 2	地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
---------------	------------------------------------

地域において支援を必要とする方が、適切な福祉サービスを選択できるように情報提供や相談体制を確保するとともに、適切にサービスを利用できるよう権利擁護等により支援をします。

基本目標 3	地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
---------------	---------------------------------------

複雑多様化する地域生活課題等に対応するため、社会福祉を目的とする多様なサービスを振興するとともに、公的サービス等との連携を図ります。

基本目標 4	地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
---------------	-----------------------------------

地域福祉活動の活性化を目的として、地域住民やボランティア団体等が実施する地域福祉活動に支援とともに、地域福祉活動への住民参加意識の醸成を図ります。

基本目標 5	地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
---------------	---

地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に努めます。

4 計画の体系

基本理念	基本目標	取組項目
みんなが安心して 健やかに暮らせるまち	【基本目標1】 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項	1. 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野との連携に関する事項
		2. 高齢、障がい、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
		3. 制度の狭間の課題への対応の在り方
		4. 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
		5. 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
		6. 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
		7. 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
		8. 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
		9. 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
		10. 高齢者、障がい者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
		11. 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
		12. 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
		13. 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
		14. 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制

		15. 全庁的な体制整備
みんなが安心して 健やかに暮らせるまち	【基本目標 2】 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項	1. 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備
		2. 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立
		3. サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
		4. 利用者の権利擁護
		5. 避難行動要配慮者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策
	【基本目標 3】 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項	複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働
	【基本目標 4】 地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項	1. 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援
		2. 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進
		3. 地域福祉を推進する人材の養成
	【基本目標 5】 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項	1. 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備
		2. 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
		3. 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に関する事項

第4章 具体的な取組

◆関連計画との関係の表示

- ・ **総計**…第11次岩美町総合計画
- ・ **総戦**…地域創生総合戦略
- ・ **介高**…介護保険事業計画及び高齢者福祉計画
- ・ **障福**…障がい者計画・障がい福祉計画
- ・ **こども**…こども・若者未来計画
- ・ **健康**…健康づくり計画
- ・ **再犯**…再犯防止推進計画

基本目標1 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉 その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

地域の課題や資源の状況等に応じて、各福祉分野が連携して事業を行うことにより、それぞれの事業の効果、効率性や対象者の生活の質を一層高める取組を行います。

取組項目	取組内容	関連計画
1. 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野との連携に関する事項	○就労等社会参加の促進 シルバー人材センター、障がい者作業所及び子育て支援センターが利用する「岩美ふれ愛センター」を運営するとともに、利用者間や地域の方との交流が図られるイベントを開催します。	
2. 高齢、障がい、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項	○認知症の正しい理解を進める取組と認知症の方への支援体制の推進 認知症について正しく理解し、認知症の方や家族を見守り支援する「認知症サポーター」を養成するとともに、認知症についての情報提供や知識の普及啓発に取り組みます。また認知症の方の発する言葉に耳を傾け、本人の希望や地域課題について地域	介高

	ケア会議等で情報共有し、認知症施策等に活かします。 ○障がい児支援の充実 地域における障がい児の健全な発達において、中核的な役割を担う「児童発達支援センター」の設置を東部圏域にて検討します。 ○「岩美町こども家庭センター」の活用 令和６年度に設置した「岩美町こども家庭センター」を活用し、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等に対し、福祉に関する必要な相談や支援の体制をより一層充実させます。 ○こどもの居場所づくりと生活環境の充実 町内すべての１８歳未満のこどもを対象にこどもの居場所となる「児童センター」を整備・活用し、こどもの健やかな育ちや子育て環境のさらなる向上に努めます。	障福 こども こども
３．制度の狭間の課題への対応の在り方	○地域の支援者との連携 社会的孤立など、福祉サービス等の利用に結びついていない潜在的な要配慮者については、民生児童委員や自治会、見守りボランティア及び更生保護等の地域の支援者と連携して把握に努めます。 ○ひきこもり等への支援 ひきこもり等の支援については、地域における見守りネットワークを活用するとともに、家族等の相談に応じ「ひきこもり生活支援センター」や「若者サポートステーション」等の支援機関に繋がります。 ○孤独・孤立の防止 既存の支援制度では把握でき得ない孤独・孤立状態の者を、町民相互の絆を活かして見つけ出し、支援に繋げるため、麒麟のまち圏域（鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、	

※「つながりサポーター」とは町民が望まない孤立感や生きづらさを感じたり、孤立する状態になることを防ぐため、町民相互の絆を活かし、行政や既存の支援で把握していない援助を必要とする者の存在に気づき、見守り、時には声かけをして、行政機関につなげ、支援に結びつける役割を担う。	八頭町、兵庫県新温泉町、香美町）で実施する※「つながりサポーター」を養成し、誰にでも起こり得る孤独・孤立状態にある方をいち早く把握します。 ○見守り体制の強化 孤独死を出さないまちづくりを進めるため、民間事業者等と連携した「地域見守りネットワーク」において、引き続き協力事業者の参画を図るとともに、ＩＴ化の技術を用いて見守り体制を強化し、地域における相談や見守りの支援の輪を広げていきます。 ○再犯防止の推進 犯罪・非行を犯した者等の社会復帰に向け、就労や居住の確保、保健医療や福祉サービス支援、就学支援などを町の各担当課及び関係機関と連携して行います。	介高 再犯
4. 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制	○生活困窮者自立支援の実施 生活全般にわたる困りごとの相談窓口を健康福祉課に設置するとともに、生活困窮者自立支援制度に基づく相談支援事業を社会福祉協議会へ委託し、経済的な困窮、就労、その他自立に関する様々な相談に対して連携して支援をします。 支援にあたっては、相談者の主体性を尊重しながら自立に向けた支援計画を策定し、継続的に支援します。また、目標達成等により支援のプロセスを終了した後も一定期間の見守りを行います。 ○庁内連絡会の設置 生活困窮者を早期に把握し、適切な支援に繋げるため、健康福祉課と税、保険料、使用料等の担当課が連携する「生活困窮者自立支援連絡会（以下「庁内連絡会）」を設置し、支援が必要と思われる方に対して関りのある部署から自立支援制度の啓発と利用勧奨	

	を行うとともに、健康福祉課への相談に繋がります。	
５．共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開	○就労等社会参加の促進 (再掲) 基本目標 1 - 1 に記載	
６．居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方	○鳥取県居住支援協議会との連携 高齢者、障がい者、経済的な困窮等で住宅の確保に特に配慮を要する方に対して、鳥取県居住支援協議会と連携して賃貸住宅の供給を促進し、円滑な入居のための支援をします。 ○住居確保給付金 離職等により経済的に困窮し、住宅を失った又はそのおそれがある方に対し、一定期間の家賃相当額を給付して、安定した住まいの確保と就労自立の支援をします。	
７．就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方	○就労支援 就労に向けた個別支援として、就労に関する相談・助言、履歴書の書き方や面接の受け方の指導、個別の求人開拓及び定着のための支援を行います。 ○就労準備支援事業 直ちに求職活動や一般就労することが困難な方に対して、就労意欲の喚起や動機付けを行い、就労に向けた基礎能力の形成や就労体験の実施など、個々の状況に応じた段階的な支援を行います。	
８．自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方	○岩美町健康づくり計画 多様化する生活環境下での心の健康対策が必要と考え、自殺対策計画を兼ねた計画として岩美町健康づくり計画を策定しています。 自殺のうちかなりの数はうつ病が背景にあると考えられ、「こころの健康」として「あいさつ運動」「スクールソーシャルワーカー	健康

	(以下「SSW」)の配置」「サロン活動」「ゲートキーパー養成講座」「普及啓発・健康教育」などに取組みます。	
9. 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方	○市民後見人 市民後見人研修の周知に努めるとともに、研修を終えられた方が活躍できるように市民(町民)後見人の登録制度等を検討します。 ○日常生活自立支援事業 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の判断能力の不十分な方に対して、社会福祉協議会が各種サービスの利用援助や日常的金銭管理を行うとともに、制度の普及啓発に努め利用を促進します。また、必要に応じて成年後見制度への移行支援等を行います。 ○成年後見制度 専門職による専門的助言等の支援の確保や権利擁護支援のコーディネートを担当中核機関として位置づけているとっとり東部権利擁護支援センターを活用しながら、制度の周知、相談、受任調整、後見人等支援機能の充実を図ります。 認知症や知的障がい、精神障がいにより判断能力が不十分な方で成年後見制度の活用が必要な場合であっても、身寄りがないなどで家庭裁判所に申立てができない人には、町が審判の申立てを行います。	介高 障福

10. 高齢者、障がい者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方	○高齢者、障がい者、児童に対する虐待への統一的な対応等 高齢者、障がい者、児童に対する虐待については、町の各担当課が窓口となり対応にあたります。通報等があった場合、訪問調査等を実施するとともにケース会議を開催し対応方針を決定します。緊急を要する場合は、法律等に基づいた保護措置を行い、長期的な対応が必要な場合は、権利擁護制度の活用等を検討します。 また、必要に応じて、県、鳥取市(中核市)、警察、福祉サービス事業所、児童相談所、学校、民生児童委員等に協力を要請します。	障福 こども 介高
11. 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方	○鳥取県地域生活定着支援センターへの協力 刑務所に入所中で高齢又は障がいを有することにより自立した生活を営むことが困難と認められる方が、出所後すぐに福祉サービス等の利用ができるよう、鳥取県地域生活定着支援センターの協力要請に応じます。 ○再犯防止への理解・啓発 犯罪・非行をした者等の更生について、保護司や更生保護女性会の活動を町広報等で周知し、町民の理解・啓発を図ります。 ○居住確保支援 鳥取県居住支援協議会などと連携し、犯罪をした者等の居住を確保するための個別支援を行います。	再犯 再犯 再犯
12. 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用	○地域住民が集える居場所づくり推進事業 地域の大人との交流や様々な活動を通して、子どもたちの社会性・情操育成や生活習慣の獲得等を支えるとともに、子どもとの関わりを通して世帯へのアプローチを図り、孤立防止や要配慮世帯の早期発見、行政等への積極的支援に繋げるため、民間団体等が行う	こども

	子ども食堂等の「子どもの居場所づくり」に支援をします。また、地域住民同士の交流の場である居場所づくりを支援していきます。 ○就労等社会参加の促進 (再掲) 基本目標 1 - 1 に記載 ○こどもの居場所づくりと生活環境の充実 (再掲) 基本目標 1 - 2 に記載	こども
13. 地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進	○日本赤十字社の活動支援 日赤鳥取県支部岩美分区の事務局を健康福祉課に置き、自治会等に対して活動資金の募集を行うなど、活動が円滑に行われるよう運営の支援をします。	
14. 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制	○農福・水福の連携等 町では日本財団の助成金を活用して、高齢者の生きがいづくりを目的としたコミュニティカフェ、農業用ビニールハウス及び移動集荷車の整備、障がい者の社会参画となる水産加工施設の整備、並びに高齢者等の買い物支援となる移動販売車の整備等を行いました。 これらの取組についてより一層の活用が図られるよう、継続して関係者で協議を行います。	
15. 全庁的な体制整備	○庁内連絡会の設置 (再掲) 基本目標 1 - 4 に記載	



基本目標2 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

地域において支援を必要とする方が、適切な福祉サービスを選択できるように情報提供や相談体制を確保するとともに、適切にサービスを利用できるよう権利擁護等による支援をします。

取組項目	取組内容	関連計画
1. 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備	○相談支援体制の整備 医療・福祉等の適切なサービスに繋げるため、岩美すこやかセンターや子育て支援センター、社会福祉協議会に相談支援員、社会福祉士、保健師、看護師、助産師、介護支援員等の専門職を配置し、必要な情報提供や相談支援を行います。また、複合的な課題を抱えるケースについては、各部門が連携して協議・調整を行い、適切なサービスの利用に繋がります。 ○社会福祉協議会と民生児童委員、保護司等の役割の周知 地域福祉の推進役である社会福祉協議会と地域住民の身近な相談者である民生児童委員、円滑な社会復帰や犯罪予防、青少年の健全育成を支援する保護司、更生保護女性会及びBBS会の役割や活動内容の周知に努めます。 ○各分野別相談員の設置 介護、障がい等の各分野別に住民に身近な相談員を設置し、周知に努めるとともに定期的に相談会を開催します。 ○その他相談支援 専門的な相談に対しては、各医療機関、鳥取県東部4町基幹相談支援センタ	再犯

	一、相談支援事業所及び県の相談支援機関等へ繋がります。	
2. 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立	○福祉従事者の配置 各福祉分野に社会福祉士、保健師、看護師、助産師、介護福祉士等の専門職を配置するとともに、生活困窮者の相談支援員や生活保護に携わる査察指導員やケースワーカーの研修等を受講し、専門職の配置と育成に努めます。 ○ケアマネジメント機能の連携 医療、介護、保健、障がい、児童等のケアマネジメント機関の連携を図り、適切なサービスの利用に繋がります。	
3. サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保	○サービス評価制度の活用 外部評価等の実施により、介護サービスの質の向上と利用者の適切な選択に繋がるよう、地域密着型サービス外部評価の実施を指導するとともに、福祉サービス全般を対象とした福祉サービス第三者評価の実施を推進します。 ○福祉サービス運営適正化委員会 サービスに関する苦情等については、「中立・公正な第三者委員と事業者で適正な解決に努める」とされていますが、その話し合いでは解決することが困難である場合、解決に向けた支援を目的に県社会福祉協議会が設置している「福祉サービス運営適正化委員会」に繋ぐとともに利用促進に向けた周知に努めます。 ○介護相談員派遣事業 介護サービスに関する苦情等の相談にのり、事業者や関係機関との橋渡しを行う介護相談員を事業所に派遣します。利用者の権利擁護や虐待防止等の役割も期待されます。	高 介

	○地域密着型サービス運営推進会議 地域密着型介護サービス事業所において、利用者と家族、行政、地域住民の代表者等を対象にした運営推進会議が開催されるよう指導します。また、会議において、サービス内容等が開示され、サービスの質の向上と地域との連携が図られるよう指導します。 ○事業所への指導監督 介護・障がいサービス事業所を対象に、県や鳥取市（中核市）と協力して、指定基準、報酬算定の適正化やサービスの質の向上に繋がるよう監査・実地指導を行います。	介 高
4. 利用者の権利擁護	○日常生活自立支援事業 （再掲）基本目標 1－9 に記載 ○成年後見制度 （再掲）基本目標 1－9 に記載 ○市民後見人 （再掲）基本目標 1－9 に記載	
5. 避難行動要配慮者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策	○要配慮者台帳の整備と更新 高齢者や障がい者、妊婦等で、災害時に自分だけで避難することや身を守ることが困難な要配慮者について、本人からの届け出に基づき、町と自治会等が協力して「要配慮者台帳」を整備・更新します。 ○個別支援計画の整備 登録された要配慮者について、町、自治会、地域支援者（社会福祉協議会、民生児童委員等）が協力して、避難時に必要となる支援等の情報を掲載した個別支援計画を作成します。	総計 総戦 総計 総戦

	○要配慮者情報の共有化 登録された要配慮者について、本人の同意に基づき、自治会、自主防災組織、民生児童委員、警察、消防、地元の消防団等に「要配慮者台帳」を提供し、迅速な支援に繋げるとともに、社会福祉協議会や見守りボランティアの愛の輪推進員等とも情報の共有化を図り、日常的な見守り活動に活用します。 ○支え愛マップの整備 避難誘導体制が構築された地域や安否確認を実施している地域と連携して、要配慮者台帳や個別支援計画を補完する「支え愛マップ」の作成および更新の推進に努め、地域における自主的な防災活動や日常的な見守りを実施する体制整備を支援します。	総計 総戦
--	---	-----------------------------

いつも
ありがとう



基本目標3

地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

複雑多様化する地域生活課題等に対応するため、社会福祉を目的とする多様なサービスを振興するとともに、公的サービス等との連携を図ります。

取組項目	取組内容	関連計画
複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現	○福祉サービスの参入促進 福祉に関するサービスについては、必要となるサービス量の見込みを各分野別の計画において示すとともに、施設整備等に係る補助制度を活用して、民間事業者の参入促進を図ります。	介高 障福
	○地域ケア会議等 医療、介護(予防)、障がい等の世帯が抱える個別の課題解決のため、包括支援センターを中心に医療や介護従事者が参加する地域ケア会議や障がい者相談支援事業所との連絡会等を開催します。	介高
	○地域自立支援協議会 県東部の4町を圏域として、障がい者福祉にかかわる町の担当課、地域支援者、相談事業所等で構成される地域自立支援協議会を開催し、障がい者施策等に関する協議を行います。 ○社会福祉協議会との連携 生活困窮等に関する問題については、地域福祉の推進役である社会福祉協議会と連携して、相談支援、就労支援、金銭管理等の世帯毎の問題に応じた個別の支援をします。	障福

基本目標4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

地域福祉活動の活性化を目的として、地域住民やボランティア団体等が実施する地域福祉活動に支援とともに、地域福祉活動への住民参加意識の醸成を図ります。

取組項目	取組内容	関連計画
1. 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援	○障がい者団体活動支援事業 障がい者等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するために、障がい者団体等が取り組むピアサポートや社会活動への支援、ボランティア活動への支援に対して助成をします。 ○高齢者サロン等への支援 住民主体による趣味や健康づくり活動等の場であるサロン等において、担い手となるボランティア養成講座や行政との情報交換会等を開催し、継続と充実のための支援をします。 ○集落内除雪活動支援事業 積雪時において、生活道路を確保するため地域の共助により行われる除雪活動に対して経費の一部を助成し、安定した生活基盤の確保と地域コミュニティの維持向上を図ります。 ○更生保護団体の活動支援 保護司や更生保護女性会等の更生保護活動団体の活動を支援します。 ○子どもの居場所づくり推進事業 (再掲)基本目標1－12に記載 ○日本赤十字社の活動支援 (再掲)基本目標1－13に記載	介高 再犯 こども

２．住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進	○生活支援体制整備事業 生活支援体制整備事業により、生活支援コーディネーターと協議体を設置し、住民主体の活動やＮＰＯ、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、民間企業、シルバー人材センター等の多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者等を地域で支え合う体制づくりを推進します。	介高
３．地域福祉を推進する人材の養成	○各種サポーター養成講座 ・認知症の方や家族を見守り支援する「認知症サポーター」を養成します。 ・地域においてゴミ出し等のちょっとした手助けができる「生活サポーター」を養成します。 ・孤独・孤立の状態にある者に気づき、支援につなげていく新たな「つながりサポーター」を養成します。 ・障がいの特性について正しく理解し、困っている方へ手助けをする「あいサポーター」を養成します。 ○自主防災組織活動費補助金 各地区の自主防災組織において、地域の防災活動の核となるリーダーを育成するため、防災士の養成費を補助することにより、指導的役割を担う人材の育成・確保に努めます。	障福 介高 総計 総戦

基本目標5

地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の充実に努めます。

取組項目	取組内容	関連計画
1. 町内において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備		
(1) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援	○社会福祉協議会への支援 「地域福祉活動計画」を策定し、住民同士での地域の見守り体制の整備やボランティアに関する相談・登録・斡旋等を行う社会福祉協議会に支援をするとともに、連携して地域福祉に繋がる活動を推進します。	
(2) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備	○地域活動支援センター事業等 相談支援事業所や障がい者支援センター等と連携して、障がいのある方などの相談場所、創作・生産活動、他の参加者や社会との交流等を目的とした活動の場所を設けます。	障福
	○子育て交流 子育て支援センターや各児童館で、乳幼児とその親等が自由に遊んだり、交流したり、相談ができる場所を設けます。	こども
	○就労や活躍の場の確保等 (再掲)基本目標1-1に記載	
	○こどもの居場所づくりと生活環境の充実 (再掲)基本目標1-2に記載	こども
	○子どもの居場所づくり推進事業 (再掲)基本目標4-1に掲載 ○高齢者サロン等への支援 (再掲)基本目標4-1に掲載	こども 介高

(3)地域住民等に対する研修の実施	○各種サポーター養成講座 (再掲)基本目標４－３に記載	障福 介高
２．町内において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(1)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備	○包括的な相談場所の整備 医療、介護、障がい、生活等に係る福祉的な相談に対して、岩美すこやかセンターで総合的に相談支援を行います。 子どもの発達や子育て、学校生活等に関する相談に対しては、子育て支援センターとこども家庭センター、ＳＳＷ等で相談支援を行います。 また、複合的な課題に対しては、各担当が複数で相談に応じます。	
(2)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知	○広報活動やイベント開催 地域住民に対して、福祉や子育て等に関する包括的な相談場所が定着するよう、町広報、防災行政無線、ケーブルテレビ等を活用して、各種事業や相談会の周知を行います。 また、それぞれのテーマに沿ったイベントを開催し、担当業務の周知を行うとともに、地域住民が気軽に相談できる場所づくりに努めます。	
(3)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握	○福祉関係者連絡会の開催 地域福祉に携わる民生児童委員、社会福祉協議会と健康福祉課による連絡会を開催し、地域における課題の情報交換や支援のあり方についての検討を行います。 ○民生児童委員定例会への参加 毎月地区毎に開催される民生児童委員定例会での議事録を共有するとともに、包括支援センター及び福祉事務所の職員が年２回程度出席し、地域課題の把握等に努めます。	

	○地域の支援者との連携 (再掲) 基本目標 1 - 3 に掲載	
(4) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	○地域における健康づくり推進事業 自治会と保健師等の専門職とが相互連携を図り、各地区の会合等多くの住民が集まる機会を捉えて、地域での健康づくりの意識高揚を図ること・地域における健康づくりを推進することを目的とした活動を行います。 ○食生活改善推進員 食生活改善推進員養成講座を開催し、推進員の養成を図ります。養成後は、ボランティア団体として栄養士と連携を図り、保育所等での食育教室や各地区に出向き健康管理をテーマとした地域普及講習会を開催するなど、あらゆる機会を捉えて、地域住民への食育活動を行います。	
3. 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築		
(1) 支援関係機関によるチーム支援及び支援に関する協議及び検討の場	○子育て支援ネットワーク地域協議会 子育て支援ネットワーク地域協議会において、児童虐待に対する共通理解と防止のための広報・啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携・協力して、児童虐待や要保護児童の早期発見や対応・援助方針等を協議します。 ○認知症初期集中支援チーム 認知症サポート医や保健師等の専門職で構成される「認知症初期集中支援チーム」を設置し、本人や家族の地域生活を支援します。 ○庁内連絡会の設置 (再掲) 基本目標 1 - 4 に掲載 ○地域ケア会議等 (再掲) 基本目標 3 に掲載	こども 介高 介高

(2)協働の中核を担う機能	○生活支援体制整備事業 (再掲) 基本目標 4 - 2 に掲載	介高
(3)支援を必要とする者の早期把握	○地域の支援者との連携 (再掲) 基本目標 1 - 3 に記載 ○孤独・孤立の防止 (再掲) 基本目標 1 - 3 に記載 ○庁内連絡会の設置 (再掲) 基本目標 1 - 4 に記載 ○福祉関係者連絡会の開催 (再掲) 基本目標 5 - 2 (3) に掲載 ○民生児童委員定例会への参加 (再掲) 基本目標 5 - 2 (3) に掲載	
(4)地域住民等との連携	○地域の支援者との連携 (再掲) 基本目標 1 - 3 に掲載 ○各種サポーター養成講座 (再掲) 基本目標 4 - 3 に掲載 ○福祉関係者連絡会の開催 (再掲) 基本目標 5 - 2 (3) に掲載 ○民生児童委員定例会への参加 (再掲) 基本目標 5 - 2 (3) に掲載	



重点項目の設定

本計画は第11次岩美町総合計画における「みんなが安心して健やかに暮らせるまち」の実現に向け、各個別計画として策定されている「岩美町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」、「岩美町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「岩美町こども・若者未来計画」の上位計画となっています。これら個別計画と連携及び整合性を図りながら、個別計画に基づく福祉関係の施策を横断的に繋ぎ、展開するための基盤づくりを目指します。

そこで、本計画で取り組む項目および地域福祉計画と連携・整合している各個別計画より今後5年間で特に重点的に取り組むべき項目を定めます。

本計画において、次の4点を重点項目とします。

<重点項目>

1. 孤独・孤立の防止

(目標)「つながりサポーター」の養成

2. 認知症の正しい理解を進める取組と認知症の方への支援体制の推進

(目標) 認知症サポーター養成講座等講演会および世界アルツハイマー月間キャンペーンの実施

3. 障がい児支援の充実

(目標) 中核的な役割を担う「児童発達支援センター」設置の検討

4. こどもの居場所づくりと生活環境の充実

(目標)「児童センター」の整備と活用

【重点項目の推進方法】

1. 孤独・孤立の防止【新規】

国及び地方において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進し、社会的に孤独・孤立の状態にある者の問題に対応するため、令和6年4月に「孤独・孤立対策推進法」が施行されました。基本理念に示すとおり、孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において、誰にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要です。

近年の高齢化、核家族化、ライフスタイルの多様化に起因する地域のつ

ながりの希薄化により、悩みや生活課題を抱えていても周囲に相談しない・相談できないケースが増加傾向にあります。そのため、孤独・孤立状態にある者を把握することが困難な状況にあります。誰にも起こり得る孤独・孤立状態にある者をいち早く把握するため、既存の支援制度で把握でき得ない者を町民相互の絆を活かし見つけ出し、支援につなげるため1市6町（鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、兵庫県新温泉町、香美町）で構成される麒麟のまちの「つながりサポーター」を毎年8名（麒麟のまち目標指数）養成します。

「つながりサポーター」登録者数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	合 計
目標人数	8人	8人	8人	8人	8人	40人

2. 認知症の正しい理解を進める取組と認知症の方への支援体制の推進 【拡充】

町では、認知症について正しく理解し、認知症の方やその家庭等を温かく見守り、支援する認知症サポーターを養成する講座を開催します。それとともに認知症を誰にでも起こりえる病気として理解し、自分事として備えることができるよう、認知症に関する講演会の開催やパネル展示、啓発キャンペーンを実施するなどして、様々な機会を通じて情報提供や知識の普及啓発に取り組みます。また、認知症の方への支援体制として、認知症の人たちが日常的に発する言葉に耳を傾け、その声からわかる希望や地域の課題を認知症施策等に活かせるように、身近に認知症の方と接する病院・介護事業所等が参加する地域ケア会議等で情報共有を行います。

3. 障がい児支援の充実【拡充】

町では、乳幼児に対する健康診査や発達相談により、障がいの早期発見に努めるとともに、早期の発達支援へつながるよう、関係機関との情報共有や連携を深め、保護者等に対して必要な相談、サービス等の情報提供を行い、療育支援体制の充実に努めます。

国の基本指針では、※「児童発達支援センター」を中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とし、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えないとされています。

東部圏域では、鳥取市に児童発達支援センター「若草学園」が設置されておりますが、単独で中核的な役割を担うところまでの十分な機能を有していないのが現状です。引き続き一人ひとりの発達に応じた支援や保護者への支援を行ない、健やかな成長と将来地域社会で自立した生活ができるよう療育の充実を図っていきながら、地域における障がい児の健全な発達において中核的な役割を担うことができる児童発達支援センターの設置を東部圏域において検討していきます。

※「児童発達支援センター」とは地域の障がいのある児童に対して、日常的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。

4. こどもの居場所づくりと生活環境の充実【新規】

町では、屋外での遊びや子育て支援は「遊びの広場」や「子育て支援センター」を設置し、環境整備が行われています。しかしながら、雨天時など屋外で活動できない場合にこどもが利用可能な施設や町内全域のすべての18歳未満のこどもを対象とした児童館といったこどもの遊び場やこども同士がお互いに協力し活動できる環境が未整備となっています。

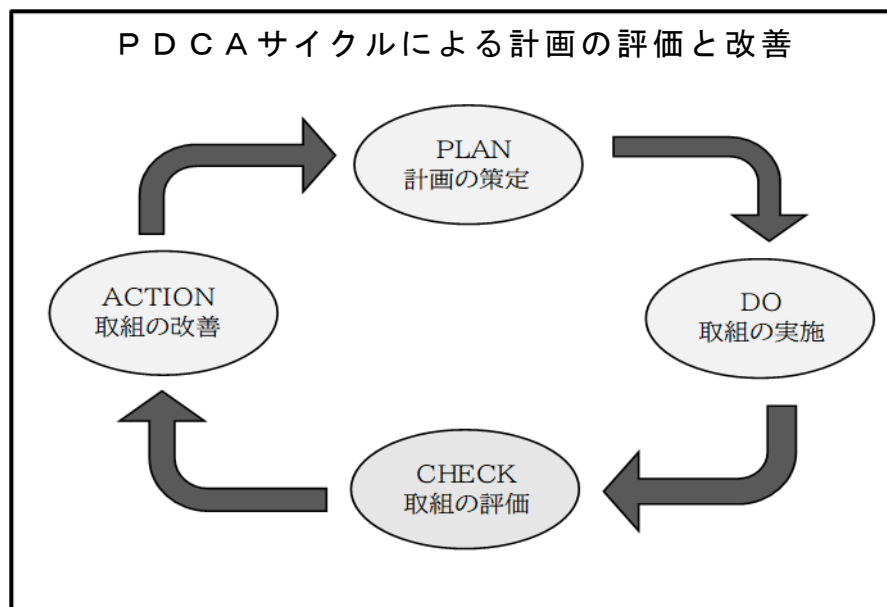
地域における「こどもの居場所」となる「児童センター」を整備し、こどもの健やかな育ちや子育て環境のさらなる向上に努めます。

第5章 計画の推進

1 計画の推進と評価

計画の推進管理は、岩美町役場健康福祉課が行います。5年間の計画の3年目に「岩美町地域福祉計画策定委員会 地域福祉部会」において、点検・評価を行います。必要に応じて、委員会に意見を伺いながら見直し等も行い、必要な対策を講じていきます。

また、計画を立て（Plan）、実行し（Do）、進捗状況及び成果を点検・評価したうえで（Check）、取組の改善・見直しを行う（Action）P D C Aサイクルに基づき、事業の達成状況や評価を整理します。



2 計画の周知

地域福祉は、行政だけでなく担い手となる町民、事業者、関係団体等が互いの特性や能力を発揮し、連携・協力しながら取り組んでいくことが大切です。

その前提として、本計画に対する十分な周知と理解が得られることが重要であるため、町の広報やホームページなど多様な情報媒体を活用し、さまざまな機会を通じて本計画を周知していきます。

資料編

地域福祉計画策定委員会 ～ 策定経過 ～

①第1回（令和6年7月29日）

■議 事

- （１）岩美町地域福祉計画の策定について
- （２）町民アンケート調査について
- （３）第5期地域福祉計画のスケジュールについて

②町民アンケート調査の実施（令和6年8月23日～令和6年9月27日）

（１）調査の目的

町民の皆様の地域福祉に関する意識、ニーズ、課題などを把握し、第4期地域福祉計画を策定するうえでの資料とするため、実施しました。

（２）調査の概要

- ①調査対象者 町内在住の20歳以上
- ②対象数 1,200名（男女600名ずつ）
- ③抽出方法 地区別・男女別・年齢別に無作為に抽出
- ④調査方法 郵送配布、郵送回収、インターネット回答

（３）回収結果 ※詳細は、別冊「第5期岩美町地域福祉計画策定のためのアンケート調査結果報告書」のとおり

- 有効回収数 400通
- 有効回収率 33.3%

③第2回（令和7年1月7日開催）

■議 事

- （１）アンケート結果について
- （２）第5期岩美町地域福祉計画（案）について

④第3回（令和7年2月3日開催）

■議 事

- （１）第5期岩美町地域福祉計画（案）について

⑤パブリック・コメント（令和7年2月21日～3月7日）

岩美町地域福祉計画策定委員会 地域福祉部会名簿

所 属	氏 名	備 考
一般公募（地域福祉に関心がある）	山本 達雄	
岩美町自治会長会	澤井 利彦	
岩美町連合婦人会	寺谷 洋子	副委員長
岩美町身体障害者福祉協会	山田 武實	
岩美町心身障がい児（者）育成会	橋本 郁子	
岩美町精神障がい者家族会	濱崎 智熙	
岩美町民生児童委員協議会	北尾 安範	委員長
岩美町社会福祉協議会	田中 衛	
鳥取いなば農業協同組合岩美支店	平井 文彦	
岩美町商工会	山本 順	
岩美町保育の会	沖島 美由紀	
岩美町小中学校ＰＴＡ連合会	言水 晋平	
保育所保護者会	山口 洋一	